

第 51 号議案

愛南町過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項の規定により、愛南町過疎地域持続的発展計画を次のとおり作成したので、議決を求める。

令和3年9月10日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの総合的かつ計画的な対策を実施する愛南町過疎地域持続的発展計画を定めるため。

愛南町過疎地域持続的発展計画

令和3年4月1日～令和8年3月31日



ainan

愛媛県愛南町

愛南町過疎地域持続的発展計画目次

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 1 | 基本的な事項 | |
| (1) | 愛南町の概況 | 1 |
| (2) | 人口及び産業の推移と動向 | 2 |
| (3) | 町の行財政の状況 | 5 |
| (4) | 地域の持続的発展の基本方針 | 8 |
| (5) | 地域の持続的発展のための基本目標 | 9 |
| (6) | 計画の達成状況の評価に関する事項 | 10 |
| (7) | 計画期間 | 10 |
| (8) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 10 |
| 2 | 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | |
| (1) | 現況と問題点 | 12 |
| (2) | その対策 | 12 |
| (3) | 計画 | 14 |
| 3 | 産業の振興 | |
| (1) | 現況と問題点 | 15 |
| (2) | その対策 | 17 |
| (3) | 他市町等との連携 | 19 |
| (4) | 計画 | 20 |
| (5) | 産業振興促進事項 | 22 |
| (6) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 23 |
| 4 | 地域における情報化 | |
| (1) | 現況と問題点 | 24 |
| (2) | その対策 | 24 |
| (3) | 計画 | 25 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 25 |
| 5 | 交通施設の整備、交通手段の確保 | |
| (1) | 現況と問題点 | 26 |
| (2) | その対策 | 26 |
| (3) | 計画 | 27 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 28 |
| 6 | 生活環境の整備 | |
| (1) | 現況と問題点 | 29 |
| (2) | その対策 | 31 |
| (3) | 計画 | 34 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 35 |
| 7 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | |
| (1) | 現況と問題点 | 37 |
| (2) | その対策 | 39 |
| (3) | 計画 | 41 |

| | |
|---------------------------------|----|
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 42 |
| 8 医療の確保 | |
| (1) 現況と問題点 | 43 |
| (2) その対策 | 43 |
| (3) 計画 | 45 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 45 |
| 9 教育の振興 | |
| (1) 現況と問題点 | 46 |
| (2) その対策 | 47 |
| (3) 計画 | 49 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 51 |
| 10 集落の整備 | |
| (1) 現況と問題点 | 52 |
| (2) その対策 | 52 |
| (3) 計画 | 53 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 53 |
| 11 地域文化の振興等 | |
| (1) 現況と問題点 | 54 |
| (2) その対策 | 54 |
| (3) 計画 | 55 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 55 |
| 12 再生可能エネルギーの利用の推進 | |
| (1) 現況と問題点 | 56 |
| (2) その対策 | 56 |
| (3) 計画 | 57 |
| 事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分 | 58 |

1 基本的な事項

(1) 愛南町の概況

ア 愛南町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

愛南町は、愛媛県の最南端にあって、北は四国山地から分岐して東西に走る篠山支脈の標高 800m 前後の急峻な山岳部をもち、宇和島市に連なり、南は東西に長くひらけて太平洋に面しており、その東は高知県宿毛市に接し、西は豊後水道に面している自然環境に恵まれた東西 28.7 km、南北 18.3km、総面積 238.99k m²の町である。

主な産業は、一本松、城辺の北部、御荘の北東部の内陸部で農林業が盛んであり、海岸部は、水産資源を活用した漁業及び魚類養殖の水産業中心の地域である。

気候は、年間平均気温は 17 度前後、年間平均降水量は 1,700~2,000mm となっており、冬季には降霜及び年数回の積雪は見られるものの比較的温暖で居住するには適した環境である。

地形は、内陸、山間部は四国山地から分岐した一本松地区の国立公園篠山 (1,065 m) を中心とした森林地域が広がっており、ここを発した僧都川の流域に平野部が開けている。また、海岸部は典型的なリアス式海岸で、碧い黒潮の海、緑の島や半島に囲まれている。

愛南町の地は、古くは平城貝塚、京都青蓮院の荘園、中世の御荘氏、近世の御荘組、近現代の南宇和郡と、古くから一体感を持った地域として発展してきた。明治 22 年 12 月に町村制が施行され、当時の南宇和郡は内海村・御荘村・緑僧都村・城辺村・一本松村・西外海村・東外海村の 7 か村に統合・再編された。これ以降、戦前まで 7 か町村があったが、内海村から南内海村が分村して 8 か町村となったものの、「昭和の大合併」によって 5 か町村に減少し、南宇和郡は内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町の 5 か町村となった。そして、平成 16 年 10 月 1 日、「平成の大合併」により 5 か町村が合併して愛南町が誕生した。

本町から県庁所在地である松山市へは、距離にして約 150km、車で約 2 時間半、南予の中心的都市である宇和島市へは、距離にして約 50 km、宇和島道路の延伸により車で約 50 分と 10 分程度短縮したものの、大都市圏へ向けた経済活動の中心となる基幹道路は国道 56 号のみと極めて脆弱であり、農林水産業における販路の拡大や新たな産業立地の機会の拡大、観光、交流産業の振興など経済基盤強化のためにも高速交通網の早期整備が望まれている。

イ 愛南町における過疎の状況

本町の人口は、21,902 人（平成 27 年国勢調査）で、平成 22 年と比べると 9.0% の減少となっている。また 65 歳以上の高齢者の割合は 39.7% で、平成 22 年には 33.5% であったのが、5 年間で 6.2% 増加しているのに対し、年少人口（15 歳未満）比率が 11.2% から 9.8% と低下しており、団塊の世代の年齢上昇により、65 歳以上の老年人口が増加している一方で、若い世代や親となり得る若年層の転出による社会人口の減

による出生数の減少が顕著であり、少子・高齢化も進んでいる。

このような状況の中、本町では過疎対策として、漁港海岸施設の整備、農林水産物の安定生産のための生産基盤の整備、林道整備に取り組むとともに、農林水産物の販路拡大や6次産業化支援などの地場産業の振興に努めている。今後も産業経済の安定と発展を図るための基盤整備を進め、人々の定住を促すとともに、地域の特性を活かし、時代の変化に合わせた新しい産業の創出やすべての産業の礎となる人材を育成し、社会経済基盤の確立を図る。

また、住民の生活環境向上や安定促進を図るため、福祉・医療の充実や生活道路の整備、防災・消防、救急医療体制の強化による生活環境の整備に取り組むとともに、文化活動やスポーツ等に親しめる環境の充実、子育て支援や児童福祉・教育環境の充実に努め、安心して子供を産み育てられる環境づくりと若者の定住促進、高齢者の生きがいがづくり、いつまでも安心して快適な活力あふれる街づくりを進めていく必要がある。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

平成27年国勢調査の産業別分類で見ると、総数9,477人のうち第1次産業が21.1%、第2次産業が14.4%、第3次産業が64.5%となっている。

平成22年の国勢調査と比較すると第1次産業では農林業が8.9%の減少、漁業が6.7%の減となっており、第2次産業では運輸業が11.1%減少した一方で、製造業においては1.5%の増、第3次産業では宿泊業・飲食サービス業が15.5%の減少、卸売業・小売業が13.6%減少となっており、ほとんどの産業で減少傾向にある。

また、消費者ニーズの多様化、近隣市への大型店の進出により中小小売業の経営環境は厳しさを増し、地元商店街の低迷が続いている。合わせて、経営者の高齢化や後継者の不在等により、商店数が減少しており、中心市街地の商店街は、空き店舗が増加するなど空洞化が進行している。

町では、社会経済の発展のため、福祉や環境に配慮しながら、幹線道路や生活道路の整備を進めるとともに、四国横断自動車道の整備促進や路線バス運行改善のためのコミュニティバスの運行など、町内及び宇和島・松山方面、高知県宿毛市方面への輸送力の増強と利便性の向上を図っていく。

また、快適で質の高い生活環境を創出するため、河川、排水路、上下水道、公園等の生活環境基盤施設の整備に取り組み、住宅については、高齢化に伴う福祉施策や民間との適切な連携のもとに、多様な居住ニーズや需要に対応した快適な住環境整備を推進する。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、戦後の昭和25年をピークに、以来ずっと減少傾向が続き、平成に入ってから、平成2年の32,295人から平成27年の21,902人まで、25年間に10,393人減少した。

年齢階層別人口構造を見ると、生産年齢人口（15歳～64歳）は、平成2年（1990年）の20,550人から平成27年（2015年）の11,036人へと9,514人減少した。

このように本町では、今後も若年層の流出が続き、益々高齢化が進行するものと予想される。

本町の産業は、内陸部の農林業と中央部の商工業、海岸部の水産業に大別でき、産業別就業者総数は、平成2年から平成27年の25年間に15,374人から9,477人へと5,897人減少している。内訳としては、漁業、農業を主体とする第1次産業では、後継者不足などにより2,970人減少し、構成比では32.3%から21.1%に低下している。第2次産業では、就業者数は2,297人減少しており、構成比は23.8%から14.4%に低下している。また、第3次産業については、サービス機能の充実に伴い、平成2年の6,742人から平成27年の6,114人へと628人減少しているが、構成比は43.9%から64.5%へと高率のまま推移している。

今後、高齢化社会に対応した定年延長や、高齢者の就労促進、就業の場の確保、若者定住施策などにより、就業者総数の減少傾向に歯止めをかける必要がある。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

| 区 分 | 昭和35年 | | 昭和50年 | | 平成2年 | | 平成17年 | | 平成27年 | |
|-----------------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----|
| | 実 数 | | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 44,496 | 人 33,845 | % △2.4 | 人 32,295 | % △4.4 | 人 26,636 | % △ 17.5 | 人 21,902 | % △9.0 | |
| 0歳～14歳 | 16,906 | 7,831 | △12.6 | 6,054 | △14.7 | 3,434 | △ 43.3 | 2,137 | △20.6 | |
| 15歳～64歳 | 24,014 | 21,820 | △0.1 | 20,550 | △5.2 | 15,373 | △ 25.2 | 11,008 | △17.2 | |
| うち 15歳～ 29歳 (a) | 8,468 | 6,853 | △1.0 | 4,614 | △10.5 | 2,857 | △ 38.1 | 1,712 | △14.1 | |
| 65歳以上 (b) | 3,576 | 4,192 | 8.6 | 5,691 | 13.8 | 7,829 | 37.6 | 8,687 | 7.7 | |
| (a)/総数 若年者比率 | % 19.0 | % 20.2 | — | % 14.3 | — | % 10.7 | — | % 7.8 | — | |
| (b)/総数 高齢者比率 | % 8.0 | % 12.4 | — | % 17.6 | — | % 29.4 | — | % 39.7 | — | |

表1-1(2) 人口の見通し

| 区 分 | 2015年 | 2020年 | 2030年 | 2040年 | 2050年 | 2060年 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口(人) | 21,902 | 20,340 | 17,415 | 14,481 | 11,953 | 10,037 |
| 年少人口(人) | 2,137 | 1,889 | 1,733 | 1,565 | 1,476 | 1,252 |
| (0～14歳)(%) | 9.8 | 9.3 | 10.0 | 10.8 | 12.3 | 12.5 |
| 生産年齢人口(人) | 11,036 | 9,404 | 7,436 | 6,081 | 5,333 | 5,141 |
| (15～64歳)(%) | 50.4 | 46.2 | 42.7 | 42.0 | 44.6 | 51.2 |
| 老年人口(人) | 8,729 | 9,047 | 8,245 | 6,835 | 5,145 | 3,644 |
| (65歳以上)(%) | 39.9 | 44.5 | 47.3 | 47.2 | 43.0 | 36.3 |

(3) 町の行財政の状況

ア 行政

本町では、愛南町自治基本条例の制定により、町民、事業者及び行政がそれぞれの役割分担のもと、協働によるまちづくりを推進している。ボランティア団体やNPO法人など多様な主体が町政に参画してまちづくりに当事者として協働する、「新しい公共」のあり方について検討していくとともに、少子高齢化による影響から、限界集落が今後も増加し、地域のコミュニティ活動の低下が懸念されるため、地域の運営・維持への支援を図っている。

一方で、高度情報化の進展や地域防災意識の高まりなどの住民ニーズの多様化や地方分権改革の進展など、本町を取り巻く環境は大きく変化しており、限られた行政資源の効果的・効率的な活用による自主自立のまちづくりが求められている。そのため、町の事業、公共施設等で計画的に運営するマネジメント手法を導入し、持続可能な自治体経営に取り組んでいる。

また、合併による行政基盤の強化と行政の合理化・効率化、住民サービスの維持・向上を図るため、現在、愛南町総合計画に基づいて、光通信整備の設置のほか、コミュニティバス・タクシーの運行、「健康・安全・安心」産業の促進、「環境先進立町」の推進など、更なる行政サービスの提供を目指している。

イ 財政

令和元年度の財政状況は、歳入総額 15,007,380 千円、歳出総額 14,254,045 千円で、歳入歳出差引額は 753,335 千円となった。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源 114,220 千円を控除した実質収支は、639,115 千円で、単年度収支は△75,187 千円、実質単年度収支は△68,518 千円となった。

歳入については、自主財源が 3,677,423 千円（歳入総額の 24.5%）と、依然として依存財源の頼らざるを得ない状況にあり、また、依存財源の中でも普通交付税は 6,668,668 千円で、歳入総額の 46.5%を占めており、その動向は、町財政に大きな影響を与えるものである。

歳出については、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費が 6,681,334 千円（歳出総額の 46.9%）と高い割合を占めており、その他の経費についても、公営事業会計への繰出金や補助金、物件費などが増加傾向にあり、今後いっそうの経費節減が求められる。人口減少に伴い交付税算定に用いられる国勢調査人口も人口減少傾向である。

現在、本町においては、普通交付税の算定において合併特例の適用を受けて、平成 27 年度から、特例により交付されていた部分が段階的に減額されており、令和元年度をもって終了となったことから今後ますます厳しい財政運営となることが予想される。

こうした状況の中、適正な定員管理を実施するとともに、緊急度・優先度を重視した事業の実施に努めてきた結果、人件費及び公債費については減少傾向にあるが、今後ますます加速することが予想される少子高齢化や社会保障関係費の増加、雇用環境

及び地場産業の停滞などに対応していくためには、地域性や将来性を考慮した地域活性化のための施策を推進していくとともに、最少の経費で最大の効果が得られるような財政運営を行っていく必要がある。

ウ 施設整備水準の状況と今後の動向

本町における主要公共施設等の整備状況については、表1-2(2)のとおりであるが、令和元年度末の状況では、町道改良率は、53.0%、舗装率は84.9%となっており、いずれも施設整備の割合が向上している。また、農道・林道についても計画的な整備を行っている。

水道普及率は、99.8%と高い水準となっている。

医療機関については、人口千人当たり病院、診療所の病床数は、10.5床となっている。

今後も、引き続き道路網や上下水道などの生活環境施設や医療機関の整備に努めていく必要がある。

表1-2(1) 市町村行財政の状況 (単位：千円)

| 区 分 | 平成22年度 | 平成27年度 | 令和元年度 |
|----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 19,724,753 | 17,122,513 | 15,007,380 |
| 一般財源 | 13,536,975 | 11,370,090 | 10,721,096 |
| 国庫支出金 | 4,759,375 | 1,004,029 | 1,170,738 |
| 都道府県支出金 | 786,182 | 825,840 | 1,135,239 |
| 地方債 | 1,329,900 | 3,019,100 | 1,152,400 |
| うち過疎債 | 309,900 | 1,121,100 | 646,000 |
| その他 | 1,986,324 | 903,454 | 827,907 |
| 歳出総額 B | 18,860,839 | 16,171,128 | 14,254,045 |
| 義務的経費 | 7,732,207 | 6,851,030 | 6,681,334 |
| 投資的経費 | 5,352,969 | 3,349,085 | 2,102,880 |
| うち普通建設事業 | 5,344,603 | 3,338,208 | 1,877,058 |
| その他 | 5,775,663 | 5,971,013 | 5,469,831 |
| 過疎対策事業費 | 1,393,300 | 1,495,737 | 979,406 |
| 歳入歳出差引額 C(A-B) | 863,914 | 951,385 | 753,335 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 273,126 | 206,847 | 114,220 |
| 実質収支 C-D | 590,788 | 744,538 | 639,115 |
| 財政力指数 | 0.25 | 0.23 | 0.22 |
| 公債費負担比率 | 21.9 | 20.1 | 20.9 |
| 実質公債費比率 | 13.8 | 7.5 | 7.2 |
| 起債制限比率 | — | — | — |
| 経常収支比率 | 86.2 | 83.7 | 97.2 |
| 将来負担比率 | 52.3 | 14.0 | — |
| 地方債現在高 | 22,167,998 | 21,784,113 | 19,271,801 |

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | 昭和55年度末 | 平成2年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 令和元年度末 |
|--------------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 町 道 | | | | | |
| 改 良 率 (%) | 16.4 | 35.8 | 43.7 | 47.2 | 53.0 |
| 舗 装 率 (%) | 64.2 | 79.6 | 82.1 | 83.7 | 84.9 |
| 農 道 | | | | | |
| 延 長 (m) | 41,127.0 | 57,522.0 | 54,311.0 | 51,099.0 | 51,318.0 |
| 耕地1ha当り農道延長(m) | 11.9 | 22.0 | 24.5 | — | — |
| 林 道 | | | | | |
| 延 長 (m) | 57,687.0 | 77,043.0 | 98,303.0 | 113,784.0 | 107,358.3 |
| 林野1ha当り林道延長(m) | 3.3 | 4.6 | 5.4 | — | — |
| 水 道 普 及 率 (%) | 94.7 | 98.0 | 98.9 | 99.5 | 99.8 |
| 水 洗 化 率 (%) | 7.7 | 17.9 | 18.9 | 31.8 | 46.5 |
| 人口千人当り病院、 診療所の病床数 (床) | 10.8 | 18.3 | 19.6 | 19.2 | 10.5 |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

愛南町では、地域の持続的発展を図るため、地域を支える柱となる社会基盤や産業基盤の整備を進めるとともに、産業の振興や生活環境の整備、保健・福祉の充実、教育文化の向上、そして地域活力の創造など「住む魅力があふれる地域づくり」を進める。

また、人口の減少と少子・高齢化が、今後も進行していくものと予想されるが、居住環境や子育て支援環境の充実など、若年層を対象とした定住条件の整備を進めて、年少人口や生産年齢人口の維持・確保に努める。

さらに、過疎債や国・県等の各種補助金を効率的に活用して、バランスのとれた地域の健全な発展を図る。

ア 賑わいと活力あふれる地域づくり（産業の振興）

農業については、生産性の高い農業経営を目指し、農業生産基盤の整備や認定農業者等の中核的担い手農家の育成に努めるとともに、主に河内晩柑をはじめとする柑橘などの普及推進を図る。

林業については、木材市況の低迷により管理水準の低下を招いており、このため林道、作業車道等の整備により、計画的な間伐を推進するとともに間伐材の利用をはかる。また、環境面からも森林の保全に努めるとともに、生産基盤の整備や担い手の確保によりその振興を図る。

水産業については、養殖業及び漁船漁業の低迷から漁場の環境保全と再生を推進し、持続的な生産体制を築くとともに、水産物安定供給体制の確立を目指し、資源管理型漁業の推進や後継者の育成・確保、加工流通機能の整備・充実を図る。

製造業・地域産業については、企業及び研究開発機関の積極的な誘致を図るとともに、第1次産業と結合した新たな起業の創出や人材育成を推進する。

商工業については、交流と賑わいの中心地としてのコミュニティ機能を兼ね備えた商業空間の創出を目指し、時代のニーズにあった新しい取組みを推進しながら、経営の近代化と魅力ある店づくりを促進し活性化を図る。

観光については、宇和海、四国山地の恵まれた自然、歴史、文化資源等の本町の有する多彩な地域資源を活用し、これらを有機的に結合させながら、魅力ある観光地づくりを推進するとともに、南予レクリエーションエリアの形成を図る。

地域間交流については、従来の観光やイベント等の交流事業とともに、体験学習や人材、情報交換といった双方向での交流事業についても充実させる。

イ 自然と共存し安全で快適な地域づくり（生活環境の整備）

交通・輸送・通信機能を高め、生活や産業の基盤を強化していくため、高速交通網の整備促進を高速道路の建設促進協議会の一員として、県とともに、国に要望するほ

か、生活道路の整備などを広域的に進める。

情報通信基盤の整備については、防災、健康福祉、文化・学習など各分野にわたる総合的な情報ネットワーク化を強化する。

質の高い生活環境が確保され快適な生活が送れるよう、自然と調和した住みよい居住環境の充実に努め、人々の定住促進を図る。

公共施設を中心とした建造物の防災性能を向上させるとともに、防災・消防、救急医療体制の強化を図る。

安全で落ち着いた住民生活のために、歩車道の分離や沿道緑化等の人や自然にやさしい交通環境の整備を進める。

ウ 豊かで健やかに暮らせる地域づくり（保健・福祉の充実）

乳幼児期から高齢期に至る生涯の各時期に応じた健康の保持増進から治療・リハビリテーションまでの一貫した保健・医療システムを形成する。

地域において住民同士が互いに支えあう福祉環境の形成を進めるとともに、介護保険事業を中心とする在宅福祉、施設福祉、生活支援サービスの充実に努める。

また、子どもが健やかに育ち、高齢者が生きがいを持ち心豊かに暮らせる生活条件の整備を積極的に推進する。特に若年層の定住条件を高めるため、子どもを生み育てやすい環境づくりを充実するとともに、高齢者に対しては、シルバー人材センター等を活用し、就労や社会参加の場の確保など、生きがいづくりを総合的に支援し、活力がみなぎる福祉社会の構築を図る。

エ 夢と文化を育む地域づくり（教育文化の向上）

全小・中学校コミュニティ・スクールとして、地域を愛し、地域に誇りを持つことができる児童生徒の育成を目指した「地域とともにある学校」づくりを継続し、学習指導要領の主旨を踏まえた質の高い学校教育に努める。

さらに、GIGAスクール構想の推進を継続し、個別最適な学びと協働的な学びを両立させ、児童生徒が多様化し、学校が様々な課題に取り組む中であっても、誰一人取り残すことのない教育の推進と未来を担う人材の育成に努める。

住民に優れた文化に接する機会を提供するとともに、文化活動の支援や文化の振興・交流促進を図り、地域文化の次世代への継承を推進する。また、文化財の保護と普及啓発に積極的に取り組み、新たな文化財指定を目指すとともに、町を誇りに思う住民の気持ちの醸成を図る。

国際交流の機会の拡大や国際感覚にすぐれた人材の育成に努め、外国語指導助手の配置や海外研修事業の実施を通じて海外との文化や人材交流を進める。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき達成すべき計画全般に関わる基本目標は、次のとおりとする。

○人口に関する目標

| 目標項目 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|------------|----------------|----------------|
| 過疎地域の人口 | 20,774 人 | 18,854 人 |
| 社会人口増減(住基) | △185 人 | △130 人 |
| 自然人口増減(住基) | △296 人 | △260 人 |

○財政力に関する目標

| 目標項目 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|---------|----------------|----------------|
| 実質公債費比率 | 7.2% | 8.7% |

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組みについては、全庁的に実施している事業評価や総合計画などの進捗管理により、事業毎にPDCAサイクルに基づいた効果検証や進捗管理を行う。

また、記載事業をはじめとする計画全体の進捗状況については、毎年、地域運営組織など地域住民が組織する機関へ定期的に報告を行うこととする。具体的には、その年度の決算の議会承認後、地域運営組織などへの報告を継続していくほか、町ホームページへの掲載などにより日常的な情報発信の方法などにより周知を図る。

(7) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

今後の人口動向や厳しい財政見通しを踏まえて、公共施設等の総量や配置の見直しを計画的に進め、財政負担の軽減を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進する。

住民サービスの維持・向上を図るために、旧町村単位を基準とした施設存廃の検討から脱却し、公共施設等の最適配置と集約化を検討することで、町の将来的な財政見通し及び行政改革の指針に即した持続可能性のある公共施設等のあり方を追求する。

また、将来の人口構成変化や公共施設等の更新にあわせて、施設総量の縮減を図る。

さらに、施設の集約化を進める一方で、中長期的に存続する施設の多機能化、施設機能の確保・強化及び広域連携等を推進し、住民サービスの維持または向上を図る。

また、本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、愛南町公共施設等総合管理計画に適合しており、行政改革を推進するために、公共施設等の全体像を的確に把握

し、施設利用状況、維持管理運営コスト状況など建設から廃止までのライフサイクルコスト全体を視野に入れ、財政負担の軽減を図りながら効率的かつ持続可能な施設運営を目指した中長期的な施設維持管理体制を確立する。また、住民の安全や住民サービスの質を守る観点から、公共施設等全体の総合的なマネジメントに取り組み、計画的な維持管理を推進する。

地域の発展と活性化のために、公共施設等が住民の大切な資産であるとの認識のもと、将来へのまちづくりの一環として将来の住民のための地域の発展と活性化を目指し、住民とともに考え問題意識を共有しながら、官民連携によるまちづくりに取り組むこととする。また、従来の行政区域や施設運営方法に固執せず、近隣市町との連携や民間企業との協力を促進し、財政負担の軽減を図りつつ効率的な施設の維持運営を目指す。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

近年の余暇時間の増大やゆとりある生活への志向、環境意識の高まり等を背景にして、地方への移住を考えている都市住民も多くなっている。最近では空き家バンクの登録件数が増加傾向であるとともに、移住・定住の相談件数が増えており、相談の中でより町のことを知ってもらう機会を増やすための取組みが必要である。

また、都市部の住民の関心を獲得するための効果的な情報発信が求められる。

イ 地域間交流の促進

本町の交流事業は、観光・イベント事業や特産品の販売・出展等、地域への経済的効果を期待するものが多く、農漁村での農林業や漁業体験といった双方向の体験学習型交流への取組みが遅れている。その原因となっている企画力や人材の不足、交流施設の不足などが課題となっている。

また、町内にあるスポーツ関連施設を利用して、スポーツ関係団体の合宿等を招致し、交流人口の確保を図る必要があるが、滞在施設が少ないこともあり、積極的な招致には至っていないのが現状である。

ウ 人材育成

人口減少や少子高齢化の急激な進行による担い手不足が深刻化し、集落機能の低下が著しく集落そのものの存続が懸念されている地区が生じている。集落機能を維持していくためには地域を支える新たな担い手の育成を進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

移住・定住の相談に対して柔軟に対応できるよう移住支援コーディネーターを設置し、移住体験ツアーの企画やホームページ、SNSでの情報発信を行う。

また、空き家バンク情報の更なる周知を図り、空き家登録件数の増加を図るとともに、移住受入体制の整備に向けた取組みを推進する。

イ 地域間交流の促進

本町の自然や農山漁村景観などの地域資源を有効に活用し、農林漁業体験等の魅力あるメニューを構築し、その受け入れマニュアルづくりや受け入れのための地域間交流施設の整備・拡充を図り、都市地域住民との交流を促進するとともに、地域の活気や賑わいの創出を図る。

さらに、交流意志のある地域の農業者や漁業者については、積極的な支援に努める。

そのほか、今後も観光交流やイベント交流の充実を図るとともに、広く町外へ情報発信するなど、人・物・情報の要素をうまく組み合わせて地域間交流を促進する。

ウ 人材育成

地域おこし協力隊をはじめとする外部人材を積極的に活用し、地域力の向上を図る。また、新たな地域の担い手の確保及び育成を強力に推進していく。

目標値

| 目標項目 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|-------------------------|----------------|----------------|
| 地域おこし協力隊員定住 人数 | 3人 | 5人 |
| 空き家バンク制度による 登録件数(累計) | 7件 | 37件 |

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|-------------------|---|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 人材育成 | 人材育成事業 国内外先進地への調査研修事業に対し、補助金を交付する。 | 愛南町 | |
| | | 担い手総合支援事業 (新規就農者募集活動支援事業) 町外から移住による就農希望者を就農相談や体験ツアーをもって募り、愛南農業を支える未来の担い手を確保するきっかけとする。 | 愛南町 | |
| | | 担い手総合支援事業 (就農候補者研修事業) 主に愛南町で就農希望する者に対して、最長2年間の研修を通して、就農スキルを磨いて頂き、愛南農業を支える人材を育成していく。 | 愛南町 | |
| | その他 | 結婚・定住促進動画作成委託事業 マスメディアやインターネット及び各種フェア等での結婚・定住促進動画の配信を進めながら、家族形成意識の醸成及び愛南町の魅力を幅広く発信する。 | 愛南町 | |

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の農家戸数は、令和2年で442戸となっており、平成27年と比較すると125戸、率にして22.0%の減となっている。このような状況の中、5年間で、主業農家は戸、率にして27.1%と減少している。併せて農業就労人口の高齢化も目立っていることから、後継者対策が大きな課題となっている。

経営耕地面積は、令和2年では1,350haとなっており、その内訳は水田面積が382ha、率にして28.2%、樹園地は446ha、率にして33.0%を占めており、経営耕地面積全体では5年間で60ha、率にして4.2%減少している状況である。

主要農産物は米・柑橘類・野菜等であるが、国際化に伴う農産物の自由化や近年の経済不況に伴う価格の低迷等に加え、気象災害による農産物の影響も予測のできない状況から農業経営は以前にも増して大変厳しい状況となっている。

イ 林業

本町の森林面積は、18,360haで、総面積の76.6%を占めており、内訳は、国有林16.3%、民有林83.7%となっている。

民有林における人工林面積は7,130haで、人工林率は46.3%を占めている。

このような状況の中、林業生産活動は、長期にわたる木材価格の低迷や諸経費の増大とともに、林業労働力の減少、高齢化などによって停滞しているのが現状である。

森林は、用材確保という経済的成果を生み出すだけでなく、環境の保全、土砂の流出防止、水源の涵養、地球温暖化の緩和等の多様な機能を持っており、このような多面的機能の維持・増進を図っていく必要がある。

ウ 水産業

本町は、まき網、一本釣りを中心とする漁船漁業とタイ、ハマチなどの魚類養殖や真珠・真珠母貝などの貝類養殖業が盛んに行われており、県下でも有数の漁業生産地域である。

令和元年の生産量は約2万5千tで、内訳は、漁船漁業が約8千t、養殖業が約1万7千tとなっており、県内生産量の約3割を占めている。

しかし、近年における漁業を取り巻く環境は非常に厳しく、漁業資源の減少が続く中で輸入水産物との競合などによる魚価の低迷に加えて、人口減少や消費者の魚離れも進んでいる。その影響を受けて、本町の漁家所得も低下しており、漁業者の高齢化や後継者の減少が続いている。また、本町では加工施設が整いつつあるが、流通面に

において消費地から遠く、水産物の高付加価値化も不十分で、今後の充実強化が必要である。

エ 商工業

本町の商業は、小売業が主体であるが、人口の減少や景気低迷のほか、大規模店が国道 56 号沿いに進出しており、消費が地元商店からこれらの大型店舗へ流出し、地元商店への集客力が低下している。

このようなことから、町の中心部の商店街には空き店舗が増加してきており、商業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。この一因として、ネット通信販売等の普及に伴い、自宅に居ながら買い物ができる現代の利便性が商店街の集客に大きく影響を及ぼしていると考えられる。

一方、工業は、近年の景気の低迷等によって撤退や休廃業を余儀なくされており、(株)レクザムによる大規模な製造工場の操業があるものの、新たな起業や企業立地が少ないため衰退している。また、建設業においても近年の財政状況の低迷による公共事業などの縮小によって、厳しい状況を迎えている。

また、地域内の経済循環を高める効果が期待できる産直市等（緑新鮮市、フレッシュ一本松及び道の駅みしょうMIC）については、地元住民はもとより宇和島市、また高知県西南部からも新鮮な魚介類、農水産加工品、野菜等を買求める来場者が増加の傾向にあることから、今後は、安定してそれらの商品が供給できる組織の強化が必要である。

オ 観光

本町は愛媛県の最南端に位置し太平洋を望むことができる。その「海」は観光資源の一つであり足摺宇和海国立公園地域に包括されている。海岸部はリアス式海岸の景観がすばらしく、特に高茂岬や鹿島、三つ畑田は絶景であり、その他では、西海の石垣の里は各家々の周りを石垣で囲むという、特異で美しい景観を誇る一級の観光資源である。しかし、地理的条件の厳しさから年間を通じての観光産業に結び付いていないのが現状であり、これら海岸部景勝地の有効活用やそのための交通アクセス等の条件整備が今後の課題である。

山岳部は足摺宇和海国立公園篠山（1,065m）の霊峰をはじめとする峰々が連なり壮大な光景を有している。その篠山には県道篠山公園線が 8 合目付近まで開通しており、徒歩で約 40 分で山頂に立つことができる。篠山自然学習館、駐車場、公衆トイレと施設は整備してきたが自然環境を今のまま残していくことも検討材料の一つである。

そのほか、温泉施設である、ゆらり内海、山出憩いの里温泉、一本松温泉あけぼの荘や、南予レクリエーション都市公園施設を活用した観光客の誘致については四国西南部を視野に入れた観光開発が必要である。

(2) その対策

ア 農 業

地域農業の中心となる認定農業者・認定新規就農者等の担い手農家を農協や普及組織等関係機関との連携により競争力のある経営体に育成するとともに、農地の流動化と集積を図りながら生産性の高い農業構造の実現を目指す。

また、優良農地の維持・保全に努め、ほ場整備、農道の整備、農地防災施設、用排水路の改修、農業用排水施設の整備など農業基盤の総合的な整備を推進する。

一方で、集落営農組織の育成や農業機械・施設等の共同利用を促進し、農業生産活動の合理化を進める。

また、地域に適応した農産物の普及開発に努め、新しい特産品の創出を目指しながら環境保全型農業を推進し併せてブランド化の促進を図る。その農産物等の安心と安全を確保するために栽培、飼育から加工、製造、流通の過程を明確にし（トレーサビリティ）、消費者へ提供する。

農村環境の整備については、生活道路等の整備を進め、農村地域の生活環境を充実するとともに、農業後継者及び女性の組織活動や高齢者の生きがい対策を促進し、農村の新たなコミュニティづくりを図りながら農村地域の活性化を促進する。

イ 林 業

林業経営の合理化と山村地域の振興を図るため、林業作業の機械化を積極的に取り入れてコストの低減と労働条件の改善に努めるとともに、林道・作業道などの整備を推進するほか、除間伐を中心とした森林管理を一層進め、健全で活力ある森林を育成し、大径材の生産を目標とする長伐期施業を促進する。

さらに、広葉樹林などの天然林の保全・管理を推進し、森林資源の保持培養を図りながら、総合的な森林整備を展開し、低コストで生産性の高い林業システムの確立を図る。

また、南予地域材の需要を喚起するため、南予地域の森林から生産され、かつ、地域の製材所で加工された木材使用木造住宅の建築及び購入に対し、一部補助金を交付することにより、関連する木材産業、建築産業等の振興及び林業の活性化を図る。

ウ 水産業

漁港漁場施設については、水産業界の動向に合わせて、生産基地として総合的かつ計画的に整備を推進し、さらに海岸保全施設においても、津波、高潮、波浪等の被害から海岸背後地を防護し、もって住民の安全安心な生活環境を図るため、有効性を検討しながら整備を推進する。また、両施設において施設の老朽化対策を念頭に計画的な維持管理を図る。合わせて、養殖漁場の環境整備や資源管理型漁業の確立を図る。

養殖漁業に関しては、新養殖種・新養殖技術の導入を促進して、産地間競争に勝ち、ブランド産地として認知されるため、町内の生産者と愛媛大学南予水産研究センターなどの試験研究機関・漁協・町の連携強化を図ることで、水産・食料基地構想の実現を目指す。

また、町内で獲れた水産物の付加価値向上による漁業経営の安定を目指して、高度冷凍施設や加工場などの整備促進・支援を図るとともに、本町のぎょしょく教育と連携した水産物のPR・販売促進を積極的に推進することで、漁家の所得向上と持続的な経営安定を図り、漁業後継者を確保するとともに、町内若者の就業先の確保も目指す。

エ 商工業

地元商店街の活性化や魅力向上のためには、まずは個々の中小企業者が新たな販売手法の採用や新サービスの付加といった新業態の開発や情報化に取り組むなど、経営革新に向けた自助努力が大切である。

しかしながら、本町の中小企業者の9割以上が従業員数20人以下の小規模企業者であり、脆弱な経営基盤では自助による経営努力だけでは難しい側面がある。そのため、商工会や金融機関などの関係機関と連携し、その経営の安定化や強化を図ることが必要であり、経営革新に取り組む中小企業者を積極的に支援する。

また、新産業の創出については、雇用の確保や拡大にもつながるため積極的に企業誘致や企業立地を進めるとともに、地域資源を活用した地場産業の活性化のため意欲ある中小企業者の新たな起業化を支援する。

そのほか、産直市等については、老朽化が著しい施設の改修などによる環境整備により、販売者と消費者の双方の利便性や施設の機能性の向上を図るとともに、地域活性化の拠点としての役割を見据え、人材の育成や組織力の強化、経営の近代化などによる持続的な発展を目指す。

オ 観光

本町は海・山・里に恵まれ、自然を満喫できる観光資源を有しており、海岸部の景勝地である高茂岬や鹿島、三つ畑田を始めとする足摺宇和海国立公園の自然景観は絶景である。シーカヤック、ウィンドサーフィン、スキューバダイビングや海水浴、近年においては四国初導入のシーウォーカーなどあらゆるマリンスポーツが楽しめ、キャンプや温泉などは県外からの利用客も多い。これらの観光資源開発とそのアクセス道路の改良が望まれるが、足摺宇和海国立公園地域に包括されているため、自然環境・景観等に配慮しながら慎重に進める必要がある。

また、誰もが安全で快適に自転車を楽しむためにサイクリング環境を整備し、サイクリスト等利用観光客の誘致促進及び地域振興を図る。

さらに隣接市町村との広域観光振興についても協議・連携をして、観光旅客船のコ

ースの充実や道の駅みしょうM I Cの利活用を推進し、今後は、1年間を通じて楽しめる環境づくりと自然公園の保護に重点においた整備を行っていく。

施設としては、ゆらり内海、山出憩いの里温泉、あけぼの温泉を近隣市町村の温泉施設とは異なった魅力ある施設とするため、海水浴やキャンプ場及び屋外トイレ等を整備してアウトドア利用者の増加を図る。そして、併設のレストランでは、新鮮な魚介類や地元の特産物を利用するなど季節に応じた旬の味の提供に努める。また、互いの魅力を相殺しないよう合同イベントを実施したりして、施設間同士の連携を密にする。

南予レクリエーション都市公園施設の利用促進については、南レク都市新整備計画検討委員会の方針を踏まえながら、行政、ホッと南レク活性化全体協議会、観光協会等が一体となり、計画的な施設整備を推進し、観光客及びスポーツ合宿等を誘致できる観光事業に取り組む。

目標値

| 目標項目 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----------|----------------|----------------|
| 海岸施設の整備率 | 31.7% | 37.8% |
| 認定農業者数 | 160人 | 165人 |
| 年間観光客数 | 1,109,808人 | 1,200,000人 |

(3) 他市町等との連携

産業振興の対策については、産官学民の連携による地域振興や観光振興等において周辺自治体との連携に努め、より一層効果を上げていく。

(4) 計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------------|---|--------------|----|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 | | | |
| | 林業 | 太田八人組線（開設） L=400m W=3.0m | 愛南町 | |
| | | 林道松尾光野線道路舗装事業 L=2,740m W=4.0m | 愛南町 | |
| | (2) 漁港施設 | | | |
| | | 深浦漁港水産流通基盤整備事業負担金 防波堤(補強)L=320m 岸壁(補強)L=130m | 愛媛県 | |
| | | 漁港・海岸維持補修工事 | 愛南町 | |
| | | 水産物供給基盤機能保全事業 (機能保全工事1式) | 愛南町 | |
| | | 漁港機能増進事業 (保全工事及び計画策定業務) | 愛南町 | |
| | | 漁港施設機能強化事業 (機能強化対策工事1式) | 愛南町 | |
| | | 魚神山漁港海岸保全施設整備事業 離岸堤L=244.5m | 愛南町 | |
| | | 海岸堤防等老朽化対策事業 (海岸施設 老朽化対策工事 1.0式) | 愛南町 | |
| | | 海岸施設機能強化事業 (対策工事 1.0式) | 愛南町 | |
| | | 成川漁港防波堤整備工事 L=30m | 愛南町 | |
| | | 種子島周辺漁業対策事業 (荷捌所新設工事) | 愛南漁業 協同組合 | |
| | (3) 経営近代化 施設 | | | |
| | 農業 | 御荘平山地区水利施設等保全高度 化事業負担金 | 愛媛県 | |
| | (4) 地場産業の 振興 | | | |
| | 生産施設 | 海洋資源開発センター設備改修事業 | 愛南町 | |
| | 加工施設 | 愛南柑橘営農環境改革推進事業 (愛南柑橘加工施設整備事業) | 愛南町 | |
| | (9) 観光又はレクリ エーション | | | |
| | 鹿島観光施設改修事業 | 愛南町 | | |
| | 愛南町観光施設等改修事業 | 愛南町 | | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|------------------------|--|------|----|
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| | | 地域材利用木造住宅建築促進事業 地域の製材所で加工された木材を使用した木造住宅の建築をしようとする者及び建築された木造建売住宅を購入しようとする者に対し、その経費の一部に対して補助金を交付する。 | 愛南町 | |
| | | 優良アコヤガイ作出事業 優良アコヤ貝の品種改良試験を実施し、地域真珠産業の再構築を図る。 | 愛南町 | |
| | | 新品種養殖試験・開発事業 新しい水産養殖種の試験開発を実施し、新しい特産品作りを目指す。 | 愛南町 | |
| | | 海岸堤防等長寿命化計画策定事業 海岸保全施設の損傷度の調査並びに長寿命化計画を策定し、将来の予防保全を踏まえた適切な維持管理を推進する。 | 愛南町 | |
| | | 起業化支援助成金交付事業 本町に潜在する豊富な農林水産物、良質な自然資源等の地域資源を活かして新たに起業を目指すものに対し、起業化支援助成金を交付する。 | 愛南町 | |
| | | 中小企業者等支援事業補助金 生産性の向上に取り組む中小企業者等に対し、経営の安定化及び強化を図るため補助金を交付する。 | 愛南町 | |
| | | 就業相談事業 「就職支援センター」の設置により、求職情報の照会及び斡旋等就業相談を実施する。 | 愛南町 | |
| | | 愛南町観光振興イベント補助事業 地場産業の振興及び観光の振興を図るため、民間主導のイベントを開催する。 | 愛南町 | |
| | | 観光旅客船事業 旅客船を設置し、観光の振興を図る。 | 愛南町 | |
| | | 中小企業緊急雇用安定助成金交付事業 急激な経営環境悪化の中で、従業員の雇用の安定を図ろうとする企業に対して、助成金を交付する。 | 愛南町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|------------------------|--|------|----|
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 企業立地促進奨励事業 本町における企業立地をしようとする指定事業者に対し奨励措置を実施する。 | 愛南町 | |
| | | 一本松温泉あけぼの荘事業 町民のやすらぎの場及びふれあい交流の拠点として親しまれるとともに、住民福祉の向上及び健康増進を図り、併せて地域の観光、産業の振興を図る。 | 愛南町 | |
| | | 漁港機能保全計画策定事業 町内19漁港のうち補助要件を満たさない5漁港施設の機能保全計画の策定を図る。 | 愛南町 | |
| | (11) その他 | | | |
| | | 御荘港湾堤防護岸整備事業負担金 | 愛媛県 | |
| | | 赤潮・漁場環境調査事業 漁場調査箇所19箇所 | 愛南町 | |
| | | ぎょしょく普及事業 | 愛南町 | |
| | | 水産業ICT利活用事業 システム運用・管理 | 愛南町 | |
| | | 新養殖魚種導入支援事業 新養殖魚種の開発導入支援 | 愛南町 | |
| | | 魚病診断事業 魚病検査他 | 愛南町 | |

(5) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|----------------------------|------------------------|----|
| 愛南町全域 | 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

製造業及び農林水産物等販売業については、上記(2)のとおり

旅館業については、本町には約30のホテルや旅館等が存在するが、人口減少や景気低迷、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による観光客の減少などにより、その経営は大変厳しい状況にある。このような状況の中、宿泊施設の経営後継者不足に悩む旅館等が、以前に増し顕著に見られるようになった。また、施設に

については、改修時期を迎えているため老朽化の著しい施設も数多くある。近年では、インバウンド需要やインターネットの普及といったように多様化する社会や顧客ニーズによって、旅館経営のあり方が大きく変わってきているものの、それに対応できている旅館が数少ない。これらの問題に対して、テレワーカーや宿泊観光客、リピーターの増加を狙い、既存の宿泊施設における魅力向上を図るための施策を展開する。また、施設老朽化やバリアフリー化の改修、テレワークやサテライトオフィス環境の整備を推進するとともに、経営改善等への支援に取り組む必要がある。

情報サービス業等については、情報通信基盤整備事業により、音声告知放送を利用した防災情報・行政情報の提供、高速ブロードバンド網の整備、テレビ難視聴地域の解消がなされ、各地域間の情報格差の是正が図られているが、CATVを利用した地域情報の発信形態の構築など、更なる住民サービスの向上が求められている。また、防災行政無線については、停電時に音声告知端末機が使用できないといった問題もあることから、防災行政無線同報系デジタル化整備事業により災害時に強いデジタル情報通信システムを構築しているが、さらに住民のニーズを把握し、地域特性に対応した通信網の構築を展開していく必要がある。

（6）公共施設等総合管理計画との整合

水産業施設については、毎年、「水産業振興計画」を策定し、その中で「供給体制」「愛南ブランドの確立」「産学官一体型の水産業モデルづくり」を基本方針として掲げているため、公共施設等総合管理計画に沿ってあり方を見直していくことになる。課題にあげられているような、固定費の削減、条例規制との調整については引き続き、注意を払っていく。

その他の産業系施設については、当初の設置目的と利用実態が乖離した施設については、用途変更や規模の縮小を行う。また、民間事業者や地元団体の主体的な維持管理を推進し、施設の有効活用と管理の効率化を図る。

観光系施設については、指定管理者制度により民間事業者への管理運営の委任を推進し、官民連携による施設の有効活用と効率的な維持管理に努める。自動車専用道路の延伸に伴う新規事業の計画及び既存施設のより一層のPRが、今後必要とされており、観光資源豊富な本町だが、新規計画に関しては、町単独で行うのではなく、近隣の市町や、関係団体との連携により進めていくこととする。また、課題となっている町としての「観光事業」への関与の仕方については、関係所管課等だけでなく、住民や有識者などを交え、事業展開していく。

公園については、その役割や位置付けを検証した上で、機能の低下した公園については用途廃止や集約化によって、施設の有効活用と維持管理の効率化を図る。遊具を中心とした公園施設については、引き続き定期点検等に基づく安全管理を適切に進め、機能の低下した遊具については、改修や撤去を推進し、事故防止を徹底する。

漁港施設については、機能維持と有効活用を図る観点から、漁港施設の将来的なあり方を模索し、維持管理体制の構築と関係施設との連携を強化する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

現在の防災行政無線設備は、60MHz アナログ同報系防災行政無線設備機器の老朽化、デジタル無線システムへの移行という社会的潮流を踏まえ、南海トラフ地震等の災害に関する情報の住民への周知体制の整備が急務であることの観点から、平成 29 年度にデジタル無線通信による整備を行った。しかし、未だ解消に至っていない防災行政無線の音達範囲以外の地区への情報提供については、新たな通信網の構築が求められている。

地域情報については、情報通信基盤整備事業により、音声告知放送を利用した防災情報・行政情報の提供、高速ブロードバンド網の整備、テレビ難視聴地域の解消がなされ、各地域間の情報格差の是正が図られているが、CATVを利用した地域情報の発信形態の構築など更なる住民サービスの向上が求められている。

(2) その対策

防災行政無線同報系デジタル化整備事業により災害時に強いデジタル情報通信システムを構築しているが、さらに住民のニーズを把握し、地域特性に対応した通信網の構築を行う必要がある。

目標値

| 目標項目 | 現状値 (令和 2 年度) | 目標値 (令和 7 年度) |
|--------------------|------------------|------------------|
| インターネットを活用している町民割合 | 66.3% | 80.0% |

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|------------------------------|---------------|------|----|
| 3 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等 情報化のための 施設 | | | |
| | 防災行政無線 施設 | 防災行政無線保守点検委託料 | 愛南町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、防災行政無線や情報通信基盤設備等の多数の機械・構築物等の施設を保有して維持管理を行っている。

今後、維持管理や更新に多大な支出が見込まれる施設を中心として、将来の人口見通しとサービス需要、代替性のあるサービスの有無などを踏まえた上で、住民生活に与える影響を考慮し、必要な維持更新を推進していく。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本町の交通体系は、一般国道 56 号、それに連結する県道が交通体系の骨格をなしており、これらの幹線道路と総延長 527 km の町道が繋がり、道路網を形成している。

国道については、バイパス等の完成により、道路事情は以前に比べ改善されてきている。

県道については、多くの未改良区間を残しており、未改良区間の事業着手及び早期完成が望まれている。

また、町道においては日常生活に密着した道路であるが、地域により道路環境の格差があるため、住環境の向上、農林水産業の生産基盤の重要なパイプラインとしての道路整備等充実した道路網の確立を図る必要がある。

(2) その対策

本町の道路交通は国道、県道、町道並びに広域農道、大規模林道と一体的に機能するよう、今後、歩道整備や道路幅員の拡張等の改良工事を重点的に進めていく。

また、道路網の信頼性を確保するため、「愛南町橋梁長寿命化計画」を策定し、計画的な修繕や架け替えを行い、橋梁の長寿命化を図る。

さらに、近年の車両の大型化に対応し、生活道路としての利便性の向上と安全確保を図るとともに、自然と調和の取れた工法により整備促進する。

そのほか、農林道については、国、県等の助成を受けながら実施計画を樹立し、農林業の生産基盤として、充実した道路網の早期達成を図る。

また、通学、通院並びに買い物等の日常生活を支える交通手段である公共交通機関の路線維持にかかる支援、高齢者に対する福祉タクシーの助成のほか、スクールバスやコミュニティバスの運行により、安全ですべての人が外出できる移動手段を確保する。

目標値

| 目標項目 | 現状値 (平成 30 年度) | 目標値 (令和 7 年度) |
|--------|-------------------|------------------|
| 町道の改良率 | 52.0% | 54.0% |

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | |
|-----------------------|--------------|-----------------------------------|---|-----|----------------|
| 4 交通施設の整備、 交通手段の確保 | (1) 市町村道 | | | | |
| | 道路 | 平城下畑地線（改良） L=240.0m W=4.0m | 愛南町 | | |
| | | 弓立越田線（改良） L=378.0m W=4.0m | 愛南町 | | |
| | | 日土小屋の浦線外（舗装） L=2,000.0m | 愛南町 | | |
| | | 梶郷駄場線（改良） L=267.0m W=4.0（5.0）m | 愛南町 | | |
| | | ノザコ線（改良） L=20.0m W=3.0（4.0）m | 愛南町 | | |
| | | 惣川線（改良） L=186.5m W=4.0m | 愛南町 | | |
| | | 駄場ハナ3号線（改良） L=100.0m W=4.0m | 愛南町 | | |
| | | 太場2号線（改良） L=60.0m W=4.0m | 愛南町 | | |
| | | 金毘羅線（改良） L=320.0m W=3.0（4.0）m | 愛南町 | | |
| | | 樫月竹倉線（改良） L=300.0m W=3.0（4.0）m | 愛南町 | | |
| | | トンネル長寿命化修繕計画（トンネル修繕） N=7施設 | 愛南町 | | |
| | | 猫田線（改良） L=400.0m W=3.0（4.0）m | 愛南町 | | |
| | | 橋りょう 峰田山出下線外（橋梁修繕） N=26橋 | 愛南町 | | |
| | | (6) 自動車等 | | | |
| | | 自動車 | コミュニティバス更新事業 | 愛南町 | |
| | | (9) 過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| | | | コミュニティバス運営事業 町内における住民の交通手段を確保 するため、四国運輸局愛媛運輸支局 長の許可を受けた区間にコミュニ ティバスを運行する。 | 愛南町 | |
| | | | バス停待合所撤去事業(西海支所) 不要となったバス停を撤去し、維持 管理の効率化を図る。 | 愛南町 | ランニングコスト 削減 |
| | | | 生活バス路線維持対策費補助事業 乗り合いバス事業者に愛南町生活バ ス路線維持対策費補助金を交付す る。 | 愛南町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|-----------------------|--|------|----|
| 4 交通施設の整備、 交通手段の確保 | (9) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 福祉タクシー助成事業 交通の不便な地域のお年寄りのため、タクシー料金の一部を助成する。 | 愛南町 | |
| | | スクールバス運行業務（小学校） 学校統廃合等により通学が必要になった地域から小学校までのスクールバスを運行する。 | 愛南町 | |
| | | スクールバス運行業務（中学校） 学校統廃合等により通学が必要になった地域から中学校までのスクールバスを運行する。 | 愛南町 | |
| | | 橋梁長寿命化策定委託事業 橋梁の異常、損傷を早期に発見するための維持管理対策及び方針を策定する。 | 愛南町 | |
| | | トンネル長寿命化点検委託事業 従来に対症療法的な修繕から予防的な修繕及び計画的な改良に政策転換を図り、損傷の程度に応じた維持管理対策及び方針を策定するための点検を実施する。 | 愛南町 | |
| | | 舗装長寿命化策定委託事業 舗装の維持整備のため、従来に対症療法的な修繕から予防的な修繕及び計画的な改良に政策転換を図り、損傷の程度に応じた維持管理対策及び方針を策定するための点検を実施する。 | 愛南町 | |

（４）公共施設等総合管理計画との整合

町道については、道路ストック総点検を定期的実施し、計画的な維持管理に反映させる。また、日常のパトロールや住民からの通報を活用して、不良箇所等の早期発見と早期改修に努め、舗装や街灯の機能維持と安全性確保を実現する。担当職員を積極的に研修に参加させ、他団体の手法や最新の工法、維持管理手法を取り入れていく。

橋梁については、長寿命化計画の定期的な更新と計画に基づく維持管理を行い、ライフサイクルコストの低減と橋梁の機能維持を図る。

トンネルについては、点検診断を徹底して安全確保を図るとともに、費用対効果の観点から今後の更新が困難な場合には、安全確保を最優先として用途廃止を行う。

農道及び林道においても、個別施設計画に基づき、適切な維持管理を実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

現在、本町では、上水道1事業を運用している。また、内海地域の一部においては、宇和島市上水道より水道水の供給を受けている。

近年においては水道事業の効率化を図るため、簡易水道等を平成29年度に上水道へ経営統合を行ったところであるが、少子高齢化社会、人口減少社会へと変化していくなか、水需要は年々減少しており水道料金収入の確保が問題となっている。また、老朽化した施設の更新及び南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備えるためのライフライン機能強化など事業運営の根幹に関する課題が生じておりその対策が急務となっている。

イ 下水・排水処理

家庭の生活排水は、河川や海など環境負荷となることから、公共水域の水質保全対策や美しい自然環境づくりが重要な課題となっている。令和元年度末現在の本町の汚水処理人口普及率は46.5%で、愛媛県平均の80.0%を大きく下回り県下最下位と低迷している。

今後は、衛生的な水環境を維持しながら汚水処理人口普及率を向上させるため、浄化槽整備を積極的に促進する必要がある。

また、内海地域の漁業集落排水施設においては、運用開始から20年前後が経過し、設備の老朽化が顕著であるため、その対策が必要となっている。

ウ 廃棄物処理

本町の廃棄物の内、し尿及び浄化槽汚泥は、宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センターで、ごみは宇和島地区広域事務組合環境センターで処理を行っている。排出されるごみの量は、人口減少やマイバッグの利用、簡易包装商品等のごみの発生制御により微減傾向にある。

また、世界的に注目を集めている海洋ごみ問題に関して、本町は住民及び漁業者等と連携した取組みを行っているが、今後は事業関係者等を交えた連携が必要となる。

今後の廃棄物処理に関する課題として、不法投棄ごみ・野外焼却などの問題があり、地域の環境保全のためには廃棄物の減量化と不法投棄、野外焼却の根絶が望まれる。

エ 消防

本町の消防・救急体制は、1本部1署で消防車、救急車、救助工作車、水槽車等の車両を14台配備し、吏員を含む職員49人で運営している。管轄区域が広く、集落が散在しており、遠隔地での消火活動や救急・救助活動が課題となっている。

消防団は5方面隊18分団40支部で組織し、各支部には消防車両や消防資機材等を配備している。団員らは「自分たちの郷土は自分たちで守る」という郷土愛護の精神のもとに、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。

しかしながら、少子高齢化や団員のサラリーマン化等により、団員の減少や高齢化、また、昼間の防災力低下が大きな問題となっていることから、団員確保に向けての処遇改善などを進めていく必要がある。

オ 防災

近年は全国的に自然災害が甚大化、広域化する傾向にあり、また、愛南町で最も危惧されている南海トラフ巨大地震は、今後30年以内に80%の確率で発生するといわれている。これまで防災学習や防災訓練などを通して、住民一人ひとりが日頃からの備えや地域住民相互の助け合いの重要性を再認識し、防災意識の向上に努めている。

さらに、最近では要配慮者に対する支援として、避難確保計画の作成や避難行動要支援者の個別避難計画の作成が急務となっている。

カ 住宅

平成27年の国勢調査による本町の住宅に住む一般世帯数9,410世帯に対する持ち家率は79.0%と県平均の67.1%に比較して高い値ではあるが、公営住宅入居を希望する住民は依然として少なくない。このため本町においても多様化するニーズに適応した愛南町公営住宅等長寿命化計画等による公営住宅の計画的な整備を進めているところであるが、耐用年数が経過し、老朽化が進んでいるもの、また、建築年代により住戸面積規模が大きく異なるもの等があり、住宅入居者全員が快適な生活環境にあるとはいえない状況である。

このため、公営住宅をストック（有効資産）として最大活用手法により積み重ねることが必要である。

キ その他

老朽化に伴う新築移転等による公共施設等の統廃合により、未利用の公共施設等が増加している。

住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るためには、倒壊や飛散等を未然に防止しなければならないため、未利用公共施設等を適正に管理する必要がある。

隣保館については、大森文化会館 1 館を設けており、各種隣保館活動や事業を行う等、利用頻度が高い水準を保っている。また、施設では、利用者の利便性を低下させることがないように適切に維持管理を努めてきた。しかしながら、開設後、36 年が経過し、外壁や屋根など老朽化の進行は避けられないことから大規模な改修が必要となっている。

(2) その対策

ア 水道

上水道については引き続き老朽施設、老朽管の更新及び災害時のために水道施設の耐震化を行い安定した飲料水の供給を図る。

イ 下水・排水処理

町内において、民間の技術力やノウハウを活用する P F I 手法による町営浄化槽整備推進事業の推進に努める。第 2 期事業として、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間で、800 基の浄化槽設置を目指す。

さらに、生活排水による河川や海の汚染防止を図るため、家庭で出来る水の浄化対策の普及啓発や住民の自発的な水質浄化活動を支援する。

漁業集落排水施設においては、機能保全計画に基づいた改修を行うとともに、人口減少を見据え、施設の小型化及び統廃合を実施し、事業のさらなる効率化を図る。

ウ 廃棄物処理

廃棄物の減量化のため、生ごみ処理容器設置に対する補助金交付事業を展開する。不法投棄防止対策として、不法投棄監視カメラの設置や巡視員によるパトロールなどで監視力の強化を図る。

平成 29 年度に「環境基本計画」を改定しており、その計画に基づいて、ごみの減量化やリサイクルの推進に取り組み、循環型社会の形成を促進する。

また、宇和島地区広域圏内のし尿は、平成 27 年 8 月より処理を開始、ごみ処理についても平成 29 年 10 月に開始しており、広域処理の実現により、効率的な、し尿処理、ごみ処理及び廃棄物の資源化を行い、環境負荷の低減及び最終処分量の削減を目指す。

事業系ごみ収集運搬については、老朽化した収集運搬車を更新することにより、安全かつ衛生的な収集運搬業務を継続する。

エ 消防

消防需要の増大、高度化、専門化に的確に対応し、住民の期待と信頼にこたえ得る消防サービスを提供していくために、消防・救急分野における人材の育成に努め、消防施設の更新を行い、近代化と防火の推進を図る。又、時代の要請でもある救急救命士の育成を進めるとともに、救急業務高度化計画を推進する。住民の防災意識の高揚に努め、地域消防の基礎組織である消防団の車両等の整備を図るとともに計画的な消防水利施設の設置や消防情報通信システムの充実を図る。

オ 防災

住民一人ひとりが自分の命は自分で守る「自助」、地域住民が連携して地域の安全はみんなを守る「共助」の強化を図り、防災意識向上のため、引き続き、自主防災組織をはじめ各種団体ごとに防災に関する知識の普及や防災訓練などの実施、支援に努める。また、各地域や関係機関等と連携を図りながら、要配慮者に対する各種支援に取り組んでいく。

カ 住宅

「愛南町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した公営住宅の計画的な補修・維持管理等を継続して行うとともに、今後は建て替え等について十分検討した上で、高齢者世帯の受け皿となる良質な低層の木造住宅を基本として、現状の入居者の状況も踏まえつつ、引続き高齢者の生活支援や若年層の定住促進に努める。

さらに、住宅の新築又はリフォームを行う者に対し補助金を交付し、住宅投資の波及効果による町内経済の活性化及び既存住宅の居住環境の質の向上を図る。

キ その他

倒壊、飛散、火災及び犯罪等を未然に防止するため、危険な状態にある老朽化した未利用の公共施設等を解体撤去することにより、住民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現を図る。

隣保館については、利用者頻度も高いことから利用者へ利便性の低下による支障が及ばないように必要な改修等を行い、利便性の向上を図る。

目標値

| 目標項目 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|-----------|----------------|----------------|
| 汚水処理人口普及率 | 46.5% | 53.8% |

| | | |
|------------|---------|---------|
| 総ごみ排出量 | 6,408 t | 6,350 t |
| 救命講習の受講人員数 | 2,028 人 | 2,337 人 |

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------|---|---|------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設 | | | |
| | 上水道 | 上水道老朽管更新事業 | 愛南町 | |
| | | 基幹水道構造物耐震化事業 | 愛南町 | |
| | (2) 下水処理施設 | | | |
| | その他 | 町営浄化槽整備推進事業 | 愛南町 | |
| | | 漁村整備事業 | 愛南町 | |
| | (3) 廃棄物処理施設 | | | |
| | ごみ処理施設 | ごみ収集運搬車購入事業 | 愛南町 | |
| | (5) 消防施設 | | | |
| | 消防ポンプ自動車（署管理） 水槽付ポンプ車1台、ポンプ車1台、水槽車1台 | 消防ポンプ自動車（署管理） 水槽付ポンプ車1台、ポンプ車1台、水槽車1台 | 愛南町 | |
| | | 小型動力ポンプ積載車等（団管理） | 愛南町 | |
| | 分団詰所等改修工事 | 愛南町 | | |
| | 消防自動車（署管理） 救急車1台 | 消防自動車（署管理） 救急車1台 | 愛南町 | |
| | | 高度救命処置用資機材購入事業 | 愛南町 | |
| | 救助工作車購入事業 | 愛南町 | | |
| | (6) 公営住宅 | | | |
| | 脇田団地A棟外壁塗装等改修事業 | 愛南町 | | |
| 東浜団地外壁塗装等改修事業 | 愛南町 | | | |
| 福浦団地外壁塗装等改修事業 | 愛南町 | | | |
| 中原団地外壁塗装等改修事業 | 愛南町 | | | |
| 脇田団地B棟外壁塗装等改修事業 | 愛南町 | | | |
| 船越東団地外壁塗装等改修事業 | 愛南町 | | | |
| 永ノ岡団地外壁塗装等改修事業 | 愛南町 | | | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | |
|-----------|-------------------|--|------|----|--|
| 5 生活環境の整備 | (6) 公営住宅 | 三島団地4号棟設備改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 中原住宅設備改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 八幡野団地A-1棟設備改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 八幡野団地A-2棟設備改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 猪ノ尻西団地A-1棟設備改修事業 | 愛南町 | | |
| | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 | 住宅新築・リフォーム補助事業 町内に住所を有し、住宅の新築及びリフォームを行う者に対し、補助金を交付する。 | 愛南町 | | |
| | | 愛南町ため池ハザードマップ作成事業 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法により指定を受けたため池に対し、災害時等における円滑な避難を確保する上で必要なハザードマップの作成を実施する。 | 愛南町 | | |
| | | ニホンザル生息状況調査等委託業務 愛南町のニホンザルの群れの詳細な行動特性を把握することにより、効果的かつ効率的な被害防止対策の推進を図る。また、地域住民を対象とした追い払い講習会を実施する。 | 愛南町 | | |
| | (8) その他 | | | | |
| | | カーブミラー等整備事業 | 愛南町 | | |
| | | 大森文化会館改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 西海地域公衆便所管理事業 | 愛南町 | | |
| | | 西海支所管理運営事業 災害救済備蓄倉庫修繕 | 愛南町 | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

供給処理施設については、施設の改修や設備更新に多額の費用を要することから、対症的な維持管理では施設の機能維持が困難となる可能性がある。そのため、し尿処理施設は、平成27年8月に1市3町での広域化管理に移行し、ごみ処理施設は平成29年10月に同じく広域化管理に移行している。現状の施設の点検診断を適切に実施して、今後とも長期利用を図る施設については中長期的な保全計画を策定し、当該保全計画に基づく予防保全を行う。また、設備の実際の老朽化状況や摩耗状況を踏まえて、費用対効果を検証した上でライフサイクルコストを低減する観点から、設

備の改修や更新を行う。さらに、今後の広域化を踏まえた維持管理体制を構築し、施設の有効活用を図るとともに、用途廃止した施設の有効活用と安全管理を推進する。

愛南町御荘霊苑は、平成 16 年度の施設開設以来、年間 500 件前後の利用実績で推移していることから、今後も同程度の件数で推移していくと見込んでおり、計画的な保全、修繕によりコストの低減を図る。

トイレや休憩所については、利用状況や施設の老朽化状況を踏まえて、集約化や移設を検討し、有効活用と維持管理の効率化を図る。

上水道については、水道管路等の施設更新を計画的に進め、施設の耐震化や長寿命化を推進する。給水人口の動向を踏まえながら、適切な水道料金の見直しを図るとともに、配水池等の施設の集約化や規模の縮小を図り、水道経営の持続性と健全性を確保する。

集落排水処理施設については、引き続き長期利用を前提とした適切な維持管理が求められるが、供用区域内の人口減少や高齢化に伴い、使用料収入は減少する見込みである。平成 28 年度に策定している経営戦略に基づき、適切な運営を行い経営改善に努める。

浄化槽については、引き続き設置促進を図っていく。

消防施設については、現在の町消防本部庁舎は平成 27 年 3 月に新築され、当面老朽化などの心配はないものの、災害時の指定拠点施設として重要な位置づけを占めることから、長期存続を前提とした施設の改修計画を策定の上で、予防保全を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

保育施設については、現在公立保育所6施設、私立保育所2施設、公立幼稚園1施設を拠点として、児童の健全育成に努めている。また、地域の子育て拠点として、子育て支援センター3施設、子育て世代包括支援センター1施設を設置し、妊娠期からの切れ目ない子育て支援を行っている。

しかしながら近年、出生率の低下により少子化が進み、要保育児童は減少傾向にある。令和元年度及び令和2年度で公立保育所が休園となり、ほとんどの保育所が定員割れとなっている。

子育て環境としては、産婦人科の閉院など出産可能な医療機関が町内にない現状にある。また、核家族化の進行や社会環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、多様な保育支援や子育てを社会全体で支援することが必要となっている。安心して子供を生み、育てることができる子育て環境整備のため、一時保育、延長保育及び病児保育などの子ども・子育て支援事業の実施や、子ども医療費助成事業などさまざまな施策による支援体制の強化・充実が必要である。

イ 高齢者の保健及び福祉

本町における平成27年（国勢調査）の65歳以上の高齢者は8,729人で、町全体の人口に占める割合は39.9%と高い比率を示しており、高齢化が急速に進展するなか、高齢社会に対応した各種保健・福祉サービスを積極的に提供している。

全国的に急速な高齢化の進展、認知症高齢者の増加、年少人口の減少に歯止めがきかず、本町においても高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加が見込まれるなど介護サービス需要が増加、多様化してきている状況である。

介護保険制度は、平成12年度の創設から20年が経過し、介護サービス利用者は2倍に増え、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着してきている。また、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスのみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を推進してきたところである。

高齢者を取り巻く状況は、多様化・複雑化しており、個人の状態に応じた包括的な支援に繋げていくためには、医療・介護・保健・福祉など各種サービスが相まって高齢者を支える地域包括ケアの構築が必要である。令和2年度には、地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され、健康保険法や介護保険法関連では地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めることや認知症の方への支援体制の整備等を総合的に推進

することが求められている。

本町では、地域包括ケアシステム構築の一環として、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることが出来るよう、在宅医療・介護連携に関する様々な活動や取り組みを行ってきており、関係者同士の顔の見える関係が構築されてきている。また、介護予防についての普及啓発や地域活動の体制づくりを行っているが、今後は高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するとともに、多様な課題に対応ができる支援体制整備への新たな取り組みが必要である。

ウ 母子・父子福祉

母子・父子家庭は、近年増加傾向にある。特に、若年層の離別の割合が高く、未婚を含み多様な形態の家庭の割合が高くなってきている。

母子・父子家庭の福祉増進のため雇用対策を図り、母子・父子家庭の自立を促進する必要がある。

エ 児童福祉

少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待の増加、インターネットやSNSの不適切な利用による子どもへの悪影響など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。次世代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが必要である。

また多様化する保育需要等のニーズに対応するため、保育の充実及び子育て支援拠点等の普及を図る必要がある。

オ 障がい者福祉

本町の障がい者数は、令和3年4月1日現在、身体障害者手帳交付者が992人、療育手帳保持者が261人、精神保健福祉手帳保持者が110人となっている。

障がいがあっても安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、障害者総合支援法など障がい者福祉関係法が整備され、様々な制度やサービスが創設されてきた。しかし、その一方で、障がいのある人やその世帯を取り巻く環境は、大きく変化しつつある。

障がい等の重度化・重複化、介護者の高齢化や「親亡きあとの問題」など個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化してきており、既存のサービスや社会資源だけでは、対応できなくなっている。

また、発達障がいなどで何らかの支援を必要としている子ども、気になる子どもに対してきめ細やかな支援体制を構築していく必要がある。

そのような現状を踏まえ、ライフステージごとに保健、医療、福祉、教育、就労等の縦のつながりと横のつながりなど切れ目なく包括的に支援できる体制を構築して

いく必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

少子化の進行や女性の社会進出、核家族化により家庭の養育力が低下する中、保育事業に対する需要は益々増大し、多様化の傾向にある。

一時保育、延長保育及び病児保育等の子育て環境の充実、また各種相談事業等を導入し、入所児童の状況に合った保育内容の充実を図り、安全性が確保された保育施設の整備を推進し、育児環境の改善を図る。

さらに児童館、放課後児童クラブ、放課後図書クラブ、夏休み子ども教室及び子ども塾等の子育て環境の整備や、子育てサークルの育成など児童の健全育成に努める。

また、妊娠期からの相談体制の充実や妊産婦健診通院費公費助成、産後ケア事業を行うとともに、新生児の保護者を対象とした出産子育て支援金や乳幼児用紙おむつ券の交付、子どもに対する医療費を助成することにより、妊産婦及び保護者の経済的負担の軽減と子どもの保健の向上及び福祉の増進を図る。

イ 高齢者の保健及び福祉

保健・福祉対策については、高齢者及びその家族などのニーズを整理し、社会的孤立感や要介護状態にならないよう、より一層のサービス強化を図る。

介護予防の推進としては、介護予防の普及・啓発、介護予防実践の促進、地域活動や人との交流する場所づくりを支援し、楽しみや生きがいのある暮らしができるよう支援していく。また、地域包括支援ネットワークの構築を図るために認知症高齢者の支援を推進し、高齢者の尊厳ある暮らしを支援し、高齢者の見守り、支え合う地域づくりを行っていく。

また、ひとり暮らしの高齢者等への緊急通報装置の貸与やはり、きゅう、マッサージ等の施術及び予防接種や通院等に対する助成、高齢者福祉施設の環境整備や支援体制を充実させ、高齢者の福祉の向上を図る。

要支援・要介護認定者に対しては、今後も安心して日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスをはじめとする日常生活の支援を推進するとともに、在宅の寝たきり老人等を抱える介護者に慰労金を支給し、在宅福祉の向上を図る。

さらに、高齢者の社会参加・生きがい対策としては、シルバー人材センターの活用や老人クラブ活動への参加等、生きがいと就労の機会を提供する事業を推進するとともに、高齢者の健康増進活動、社会奉仕活動などを促進・支援する。

このほか、生活支援の必要な高齢者や認知症高齢者が、安心して生活を送ることができるように、既存の高齢者共同住宅、地域密着型サービス等の環境整備や支援体制の強化・充実を図る。

ウ 母子・父子福祉

母子・父子家庭の雇用対策の推進をはじめ、医療費の助成や資金貸付等の各種支援対策の推進に努めるとともに、ひとり親家庭の児童対象の学習塾の開催など、学習面だけでなく精神面でも安定した生活が送れるよう、民生委員、児童委員及び母子自立支援員とも連携し、相談・指導體制の強化を図る。

エ 児童福祉

様々な事情により地域社会から孤立している子育て家庭に対する訪問支援を積極的に行うことを目的とし、乳幼児家庭全戸訪問事業や、養育支援訪問事業を実施することで、児童虐待の発生予防を図る。

また、子育て家庭の育児不安等に対応するため、地域の身近な場所で子育て中の親子の交流や育児相談を行う「地域子育て支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」の普及に取り組む。

オ 障がい者福祉

障がいのある方の地域生活支援を総合的に支援する体制づくりとして「総合相談窓口」の設置により、関係各課を横断した包括的支援体制の整備に取り組む。

また、行政だけでは解決できない課題も多いため、障がい分野に限らず多種多様な支援関係機関、地域、障がいのある方本人が協働で課題解決に向けた協議の場の構築に向けた体制づくりに取り組む。

目標値

| 目標項目 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|------------------------|----------------|----------------|
| 子育てしやすいまちだと思ふ保護者の割合 | 74.9% | 78.0% |
| 学童保育を利用している保護者の満足度 | 80.9% | 85.0% |
| 介護サービス利用者のうち居宅サービス利用割合 | 78.8% | 80.0% |

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | |
|-------------------------------|---|--|-------------|----|--|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1) 児童福祉施設 | | | | |
| | 保育所 | 柏保育所施設設備改修工事 | 愛南町 | | |
| | 児童館 | 御荘夢創造館大規模改修事業 | 愛南町 | | |
| | (3) 高齢者福祉施設 | | | | |
| | 老人ホーム | 宇和島地区広域事務組合負担金 (光来園改築事業) | 宇和島地区広域事務組合 | | |
| | | 宇和島地区広域事務組合負担金 (勝山荘大規模改修事業) | 宇和島地区広域事務組合 | | |
| | | 宇和島地区広域事務組合負担金 (美沼荘空調設備改修事業) | 宇和島地区広域事務組合 | | |
| | (7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター | | | | |
| | | 西海保健福祉センター改修事業 | 愛南町 | | |
| | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | | |
| | | はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業 65歳以上の高齢者が、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受ける場合に、その施術費の一部を助成する。 | 愛南町 | | |
| | | 高齢者予防接種事業 65歳以上（一部60歳以上65歳未満対象）の高齢者を対象に委託医療機関でのインフルエンザ予防接種（1回・無料）を実施する。 | 愛南町 | | |
| | | 子どもインフルエンザ予防接種事業 インフルエンザの予防のため、予防接種を無償化にて実施する。 | 愛南町 | | |
| | | 緊急通報体制等整備事業 緊急通報装置を貸与し、独居高齢者等の日常生活の不安の解消及び高齢者の福祉の向上を図る。 | 愛南町 | | |
| | | 子ども医療費助成事業 小学校1年生から高校3年生の子どもの入通院の医療費を助成する。 | 愛南町 | | |
| | 出産子育て支援金交付事業 新生児の保護者を対象に、出産子育て支援金を交付する。 | 愛南町 | | | |
| | ねたきり老人等介護慰労金支給事業 在宅の寝たきり老人等を抱える介護者に慰労金を支給する。 | 愛南町 | | | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|-------------------|---|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | 乳幼児用紙おむつ券交付事業 対象乳児の保護者に対し紙おむつ券を交付する。 | 愛南町 | |
| | | 介護タクシー助成事業 車イスやストレッチャーを利用すれば介護タクシーにより通院等が可能である者を対象にタクシー料金の一部を助成する。 | 愛南町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

子育て支援施設については、将来的な人口減少を見据えて今後も統廃合を進めながら、地域の特性、地理的条件、建物の状況、行政の効率性などを考慮し、施設規模を縮小して存続することについても、個別に対応を行う。

建物、設備、遊具などは、計画的な修繕、保全を推進し、ライフサイクルコストの低減を図る。建物及び構築物の安全管理を徹底し、適切な老朽化対策や安全管理を推進する。

保健施設については、施設の衛生管理や安全管理を引き続き適切に実施するほか、健康診断や各種相談事業の実施にあたっては他施設の共同利用を推進して、効率的な事業運営を行う。

その他福祉施設は、今後の長期的な使用を見据えて、計画的な維持管理と改修工事を実施し、ライフサイクルコストの低減とサービス水準の維持・向上に努める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

愛南町の高齢化率は、令和3年4月1日現在で44.8%と高齢化が進展し、介護とともに医療ニーズは増大している。

本町には、県立南宇和病院をはじめとして、町立の国保一本松病院と国保一本松病院附属内海診療所を含む医療機関が22（うち歯科9）ある。国保一本松病院は療養型病床群60床を有し、主に病状の安定した長期療養患者を受け入れている。

国保一本松病院附属内海診療所は、内海地区唯一の医療機関として地域医療の中核を担っている。

県立南宇和病院の常勤医師数は定員22名に対し、令和3年4月1日は9名という状況で、救急医療対応は厳しく、救急搬送や管外搬送も増加し、宇和島圏域や隣県の幡多圏域の医療体制にも影響を及ぼしている状況である。

県立南宇和病院に限らず、町立国保一本松病院でも医師の確保が重要課題となっている。

令和元年度に策定された「愛媛県医師確保計画」において、愛南町は「医師少数スポット」に設定され、重点的に医師確保対策を実施する必要がある市町に位置付けられている。令和2年度より県立南宇和病院、愛媛大学、愛南町が連携し、具体的な検討が開始された。

今後、更に高齢化、核家族化の進む中、在宅医療・在宅ケアの必要性は高く、それぞれの医療機関の役割に応じた医療の充実を図るとともに、在宅医療・介護連携を推進し地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みが求められている。

(2) その対策

住民の高度な医療ニーズに応えるため、県立南宇和病院を中心とし、国保一本松病院、国保一本松病院附属内海診療所や町内の病院・診療所との連携により医療サービス体制を強化し、救急時・通常時の医療ニーズへの対応を充実する。

医師の招聘については、県、愛媛大学との連携により対応強化を図るとともに、町独自の取組みとして愛南地域での生活への不安払拭や地域への定着を目的として、赴任医師に対する生活応援事業を実施する。また、愛南での地域の医療の魅力についてプロモーション動画を作成し、医学生や臨床研修医等に対し発信する。

誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、地域における医療、介護、保健、福祉の連携を促進し、在宅療養者に対する総合的なサービスの提供体制の整備を促進する。

また、大規模災害に備えて、災害時に速やかに医療を提供できる医療体制を整備する。

目標値

| 目標項目 | 現状値 (平成 30 年度) | 目標値 (令和 7 年度) |
|------------------|-------------------|------------------|
| かかりつけ医をもっている人の割合 | 59.8% | 70.0% |

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|---|---|------|----|
| 7 医療の確保 | (1) 診療施設 | | | |
| | 病院 | 医療及び一般用器械備品等購入事業 | 愛南町 | |
| | | 特定建築物改修事業 | 愛南町 | |
| | (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| | | 赴任医師に対する生活応援事業 赴任した医師の希望に応じ愛南町での自然や食、暮らしを提供することで町での医療に従事するインセンティブとするとともに、愛南町での生活に対する満足度の向上や末永い定着を図る。 | 愛南町 | |
| | | 医師誘致のためのプロモーション動画作成事業 愛南町の医療の状況や町の魅力について、誘致対象医師に訴求力のある動画を作成・活用して県内外の医師・研修医・医学生に向けPRを行う。 | 愛南町 | |
| | | 医師等医療従事者確保対策事業 医師をはじめとする医療従事者を確保し、地域に必要な医療の安定的な提供を図る。 | 愛南町 | |
| | 災害時医薬品備蓄事業 発災後の医療活動に必要な医薬品を備蓄し、災害時に速やかに医薬品を供給できる医療体制を確保する。 | 愛南町 | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

病院及び診療所については、患者等にとって安心安全に診療が受けられる施設であるよう適切な施設管理を推進する観点から、今後の改修や建替えに関する保全計画を策定し、予防保全的な観点から計画的な維持管理を推進する。施設の利用状況や医療体制の確保の見込み等を踏まえて、必要に応じて集約化や他施設との複合化も視野に入れた最適化を図ることとする。

医師住宅については、日常の点検や修繕などにより維持管理を適切に行い、延命化して中長期的な有効活用を図る。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 幼児教育

今日の社会、生活環境の変化の中で幼児期の子供をもつ保護者へ安心して子育てができ育てる喜びを感じられる環境構築のために保育行政及び保育所相互の連携基盤を強化しながら、教育環境の整備と教育内容の充実向上に努める。また、子供の穏健な成長と地域社会の子供としての健全な育成を図るため、小学校教育との円滑な接続、家庭、地域社会との連携を強化し、生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児教育の充実振興を図る必要がある。

イ 学校教育

本町の学校数と児童生徒数は、小学校 12 校・694 人と中学校 5 校・394 人（令和 3 年 5 月 1 日現在）である。児童生徒は年々減少傾向にあり、学校の小規模化が進んでいる。

学校教育においては、学習指導要領に基づき、学校や地域の実態に即した教育目標の達成に努めるとともに、GIGA スクール構想の推進を継続し、ICT 環境を最大限に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、情報活用能力の育成に取り組んでいく必要がある。

そして、学力の向上とともに、社会や生活環境の変化などによる児童生徒の体力・運動能力の低下や心の健康の問題も指摘されており、確かな学力、豊かな心、たくましい体の調和のとれた「生きる力」を育み、豊かな人間性を育てる教育が必要である。

さらに、「食」を取り巻く環境の変化や課題に対し、食育の研究推進や学校給食を通して、正しい知識や習慣を身に付け、健やかな体の育成、望ましい食習慣の定着を図る必要がある。

また、地震・津波や豪雨災害等への備えとして、学校における防災学習だけでなく、災害から大切な命を守るという共通認識のもと、地域防災の意識を高めるという観点から、学校と家庭・地域の連携のもと、広義の防災教育を進める必要がある。

ウ 社会教育（生涯学習）

高齢化、高学歴化、価値観の多様化、自由時間の増加等により、ゆとりと生きがいのある充実した生活が求められており、人々の学習に対する関心が強まっている。

これとともに、社会情勢が目まぐるしく変化していることから、社会人になっても生涯にわたって常に学習を心掛けるという生涯学習の必要性も大きくなってきている。

これらのことから、生涯学習体系を整備し、住民一人ひとりが充実した人生を送るため、あらゆる場所、機会を通じて豊かな人間性と想像力を育て、次代を担う青少年の健全育成や、生きがいにつながるコミュニティ活動及びスポーツ、文化等ふるさとづくりを推進するとともに、集会施設等の整備充実を図り、地域の教育力の啓発に努め、住民自ら学習する意欲と能力を養う学習活動を促進する必要がある。

部落差別をはじめとする様々な差別は、行政の責務において解決しなければならないと同時に、社会全体の課題である。あらゆる差別・偏見を解消し、互いの人権が尊重される社会づくりを目指す人権・同和教育の展開を図る。

(2) その対策

ア 幼児教育

幼児理解に基づいた教育課程の編成と保育内容・指導の充実に努める。さらに、地域の実情に即して協力体制を整え、家庭・地域及び保育所・小学校との連携と相互理解に努める。そして、幼児・児童の学びや育ちを連続的にとらえ、小学校との円滑な接続を図る。また、保護者のニーズを踏まえて、預かり保育の充実や未就園児とその保護者への園庭開放を進め、子育て支援に取り組む。

イ 学校教育

学校の小規模化においては、複式指導など個に応じたきめ細かな指導を充実させるとともに、各学級の児童生徒数の適正化を図るため、学校の統廃合を保護者や地域住民の願いを尊重しながら進めていく。

学校教育においては、学習指導要領に基づき、学校や地域の実態に即して、各教科等の特質を生かしながら、教科等横断的な視点から教育課程の編成・充実に努める。GIGAスクール構想の実現で整備された学習用端末やデジタル教科書、学習支援ソフト、AIドリル等の ICT 環境を有効活用する学習展開を推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、学習意欲の向上や学力の定着、情報活用能力の育成を図る。

また、英語力向上のための指導充実、外国語指導助手を有効に活用するほか、体力の向上を目指し、体力アップ自己新記録賞の継続による意欲化や運動習慣の確立、体育・健康に関する指導の充実に努める。

これら学校教育の環境基盤の充実のため、学校施設における防災機能の強化を計画的に推進する中で、屋内運動場のトイレの洋式化を進めていく。また、校舎のトイレについても社会環境の変化に伴い洋式化を進めていく。

町指定の研究推進校の取組を中心に、食育の研究成果を全小・中学校等に還元し、食に関する意識の向上と食生活の改善を図る。学校給食においては、衛生管理基準に適合した給食施設に整備され、「安全で安心な給食の提供」を引続き安定的に行うとともに、学校給食衛生管理基準に示されているHACCP（ハサップ）の対応など、

変化する社会情勢に即した衛生基準を確保するため、調理機器のメンテナンスや更新などの環境の整備を行う。

防災教育については、学校と家庭、地域が連携した防災学習、合同避難訓練等の取組を行ったり、防災対策課と連携を図りながら町指定の研究指定校の研究成果を全小・中学校等に還元したりしながら、防災の意識の向上を図る。

ウ 社会教育（生涯学習）

社会教育として取り組むべき目標や方針を定めた社会教育基本方針を策定し、町民各層の学習活動を一貫して促進するための体系化を図る。

また、本町の公民館等においては、公民館主事の地域に適応した配置により各地域の住民サービスを図るため、児童から高齢者まで、すべての住民を対象にした多彩でニーズに合った講座を提供し、参加者の広がりを目指すとともに、各種の社会教育団体や学習団体・グループなどの育成・支援に努める。

さらに、生涯学習のための場と機会を充実させるため、公民館、スポーツ施設等の整備を進めるとともに、学校施設の開放や既存公共施設、民間施設等の多目的利用を推進する。

既存スポーツ施設を有効活用するために効果的な修繕を実施し、国体で使用したあけぼのグラウンドを中心に、各種スポーツ大会やイベント等を開催することで町民の健康増進や体力の維持につなげる。

このほか、青少年を取り巻く環境が変化する中、学校、家庭、地域、関係機関などが連携し、青少年の社会活動への参加促進と安全な居場所づくりの充実を図り、地域ぐるみで青少年の健全育成に努める。

目標値

| 目標項目 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----------------|----------------|----------------|
| 授業が分かるという生徒の割合 | 89.5% | 95.0% |
| スポーツ施設利用者数 | 122,315 人 | 165,000 人 |

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | |
|-----------|--------------|--------------------|--------------------|-----|--|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 | | | | |
| | 校舎 | 家串小学校トイレ洋式化等工事 | 愛南町 | | |
| | | 柏小学校トイレ洋式化等工事 | 愛南町 | | |
| | | 平城小学校トイレ洋式化等工事 | 愛南町 | | |
| | | 長月小学校トイレ洋式化等工事 | 愛南町 | | |
| | | 城辺小学校トイレ洋式化等工事 | 愛南町 | | |
| | | 緑小学校トイレ洋式化等工事 | 愛南町 | | |
| | | 久良小学校トイレ洋式化等工事 | 愛南町 | | |
| | | 一本松小学校トイレ洋式化等工事 | 愛南町 | | |
| | | 福浦小学校トイレ洋式化等工事 | 愛南町 | | |
| | | 船越小学校トイレ洋式化等工事 | 愛南町 | | |
| | | 内海中学校トイレ洋式化等工事 | 愛南町 | | |
| | | 御荘中学校トイレ洋式化等工事 | 愛南町 | | |
| | | 城辺中学校トイレ洋式化等工事 | 愛南町 | | |
| | | 一本松中学校トイレ洋式化等工事 | 愛南町 | | |
| | | 久良小学校消火管改修工事 | 愛南町 | | |
| | | 内海中学校消火管改修工事 | 愛南町 | | |
| | | 御荘中学校消火管改修工事 | 愛南町 | | |
| | | 屋内運動場 | 学校施設防災機能強化事業 | 愛南町 | |
| | | (3) 集会施設、 体育施設等 | | | |
| | | 公民館 | 上大道公民館空調設備改修事業 | 愛南町 | |
| | | | 一本松公民館増田分館空調設備改修事業 | 愛南町 | |
| | | | 一本松公民館小山分館空調設備改修事業 | 愛南町 | |
| | | 一本松公民館中川分館空調設備改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 漁村振興センター改修事業 | 愛南町 | | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | |
|-----------|-----------------------|--|------|----|--|
| 8 教育の振興 | 公民館 | 深浦公民館改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 魚神山公民館改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 家串公民館平瀬分館改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 菊川公民館改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 赤水公民館改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 緑基幹集落センター改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 城の辺学習館改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 東海公民館改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 西海公民館改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 福浦公民館改修事業 | 愛南町 | | |
| | 体育施設 | 西海体育館改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 一本松交流促進センター改修事業 | 愛南町 | | |
| | | 御荘B&G海洋センター改修事業 | 愛南町 | | |
| | (4) 過疎地域持続的 発展特別事業 | | | | |
| | | 海外派遣研修事業 海外派遣研修事業を実施し、国際感 覚豊かな人材育成を推進する。 | 愛南町 | | |
| | | 複式学級支援事業 支援員を臨時職員として採用し、授 業のサポートを図る。 | 愛南町 | | |
| | | 廃校施設等解体事業 学校統廃合等により廃校となってい る町内の廃校施設等を解体撤去す る。 | 愛南町 | | |
| | | 学校ICT環境整備事業 学校ICT環境の整備を推進する。 | 愛南町 | | |
| | (5) その他 | | | | |
| | | 語学指導等を行う 外国語指導助手招致事業 | 愛南町 | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育系施設については、地域住民にとって身近な公共施設であり、閉校となった後も、できるだけ地域コミュニティの拠点として活かすことが重要である。そのため、今後も地域要望の確認に努めるとともに、関係所管課等と連携を図りながら利活用を検討する。

また、既存の学校施設については、将来の児童数・生徒数の見込みを踏まえて、空教室等が生じた場合には、その利活用を検討し、小規模校のデメリット解消のための施策や、新たな学校編成のあり方を模索する。さらに、施設維持管理及び防災上の観点から、教育施設の建物保全計画の策定を検討し、計画的な改修等によって安全確保とともにライフサイクルコストの低減を図る。

公民館及び地域コミュニティ施設については、学校施設とともに地域防災の拠点となるため、安易に減らすことができない。このことから施設の老朽化状況や利用状況、地域の将来人口など総合的に勘案し、今後のあり方について検討を進める。

資料館については、引き続き資料の適切な保管と各種の展示企画を行い、施設の有効活用を図る。あわせて、未利用施設を資料の保管スペースとすることについて検討を行う。

スポーツ施設については、各種スポーツ団体及び指導者の育成により、地域でスポーツに親しむ町民を増加させ利用率を向上させる。利用率の高い施設については、より幅広く町内外の住民に活用してもらえよう、プログラムの一層の充実を図る。施設の老朽化により維持修繕費用がかさむ傾向にあるので、予防保全の考え方を取り入れて計画的な修繕を行う。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町では、少子・高齢化により集落人口は、減少の傾向にあるが、現状では、地域内の自治組織を中心として、集落機能が維持されている。

しかし、地域経済の停滞と少子、高齢化等により地域の活力が失われつつある今日、今後も集落人口の減少が続くことが予想されるため、若い世代の定住促進を図る対策が急務であり、地域をけん引していく若い世代の地域づくり活動団体や地域づくりリーダーの育成が必要である。

また、地域内の学校においては、児童・生徒が減少しており、それに伴い地域の活気や賑わいが失われる傾向にあるため、住民が主体となってまちづくりを推進し、行政がこれを支援するなど、地域の活性化に向けて、住民の理解と協力並びに積極的なまちづくりの姿勢が求められている。

(2) その対策

現在、集落移転などの整備を要する地域はないが、現状の集落機能を維持していくため、集会所の建設や改修、生活道路の整備など社会基盤の整備を継続して進めるとともに、地域内にある空家の調査を行い、本町への定住希望者に対して、情報提供を行い、U J I ターン相談窓口を開設するなど相談者の利便性を図る。

また、町内の各種まちづくり活動団体や関係機関と協力しながら、地域が主体的・自律的にまちづくりに取り組めるように住民との密接な協力体制を確立するとともに、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の導入など地域づくりリーダー等の人材育成を図る。

さらに、住民の自主的な地域活動であるコミュニティ活動や地域づくり研修活動、地域イベント開催等に対して「まちづくり創造事業」などの町単独補助制度により支援を行い、住民組織の強化や地域活力の創造を目指していく。

目標値

| 目標項目 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|-------------|----------------|----------------|
| 町民の行政区への加入率 | 74.0% | 75.0% |

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-----------------------|--|------|----|
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 地域振興費助成事業 行政区活動の活性化を支援するため、行政区の加入世帯数に応じて振興費を交付する。 | 愛南町 | |
| | | まちづくり創造事業 夏祭り 住民のコミュニケーションの場として実施される夏まつりに対し、補助を行う。 | 愛南町 | |
| | | 県境夏祭り「一本松」事業 地域の自主団体が中心となり運営される事業に対し、助成を行う。 | 愛南町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

集会施設については、公民館、コミュニティ施設とあわせて機能が類似する施設は集約化を推進し、総量縮減によって維持管理の適正化と効率化を図る。具体的には近接する地区間での共同管理などがあるが、老朽化の激しい集会施設に変えて、町管理の他施設を転用したり、民家を寄附してもらうなどの方策も進めていくこととする。

地元管理が困難となった集会施設については、廃止又は他施設との複合化によって施設を集約化し、維持管理の負担軽減を図る。反面、地域コミュニティの適正な維持及び防災上の観点より、地元と協議の上、町で維持管理を続ける施設が出てくることも視野に入れている。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化芸術は、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであると同時に、様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する心のよりどころとなるものである。また、地域に伝えられる伝統文化・伝統芸能は、それ自体が貴重な地域の文化財であり、これを次世代に継承していく営みは、地域に誇りと愛着をもたらし、地域共同体に果たす役割として非常に大きい。

しかしながら、近年加速する人口の減少と少子高齢化によって、文化団体の活動や伝統行事の運営などが難しくなりつつある。

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことができないものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎となるものであることから、その適切な保存・活用を図ることが極めて重要である。町内には多くの文化財があるものの、調査・研究が進んでいないものが多く、地域資源として十分に活用されているとは言い難い。

(2) その対策

地域文化の次世代への継承を推進し、町民に優れた文化芸術に接する機会を提供するとともに、近年著しい進化を続ける情報通信技術や映像技術を活用しながら、地域文化の町内外へのアピール、伝統文化・伝統芸能のデジタルアーカイブ化など、デジタル・ネットワーク社会に対応した支援を推進する。

町内に存在する数多くの文化財のうち、平城貝塚や遍路道など価値の高いものから優先的に調査・研究を進め、文化財としてより高次の指定に向けた取組を進めるとともに、郷土への愛着を深めるため、郷土の歴史文化を学べる仕組みづくりに努める。

目標値

| 目標項目 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|------------|----------------|----------------|
| 文化活動への参加者数 | 68,279 人 | 82,000 人 |

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|---------------|-----------------|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興施設等 | | | |
| | 地域文化振興施設 | 御荘文化センター大規模改修事業 | 愛南町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

文化施設については、費用対効果を踏まえた上で、計画的な維持更新を行う。

利便性向上策の一つとしてWebによる施設予約なども検討課題とする。駐車場の整備など、利活用を推進するために必要な施設や設備のあり方についても検討を行う。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

東日本大震災以降、原発依存度の低減、化石燃料依存度の観点から、再生可能エネルギーの重要度は高まっており、国ではエネルギー基本計画において、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの導入拡大など、エネルギー転換・脱炭素化の実現に向けた取組みが示されるなど、環境負荷の低減に配慮したエネルギー源の確保が重要となっている。

本町においても「豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり」を基本目標に、環境負荷が少ない循環型社会システムを目指し、自然環境・生活環境に配慮した発電施設の導入や再生可能エネルギーを利用したまちづくりを進めており、現在、民間事業者によって大型風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギー発電事業が展開されている。

(2) その対策

低炭素社会を推進するため、再生可能エネルギーを活用した発電施設の普及・推進に努める。公共施設においては、太陽光発電設備の導入を進めることで、二酸化炭素の排出削減に取り組むとともに、災害時の電力確保に努める。

また、自然環境への負荷を低減する新エネルギー利用機器等（太陽光発電、燃料電池、リチウムイオン蓄電池、ガスコージェネレーションシステム、HEMS、クリーンエネルギー自動車）の導入を支援するため、機器購入に対して助成を行い、新エネルギーの利用促進を図る。

目標値

| 目標項目 | 現状値 (平成30年度) | 目標値 (令和7年度) |
|--------------------------|-----------------|----------------|
| 新エネルギー・省エネ機器を利用している町民の割合 | 81.1% | 90.0% |

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|-----------------------|--|------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| | | 新エネルギー等導入促進補助事業 環境への負荷の少ないエネルギーの 利用を促進するため、新エネルギー 等対象機器の購入に対して経費の一 部を補助する。 | 愛南町 | |

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|--------------------|------|--|-----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | 人材育成 | 人材育成事業 国内外先進地への調査研修事業に対し、補助金を交付する。 | 愛南町 |
| | | | 担い手総合支援事業 (新規就農者募集活動支援事業) 町外から移住による就農希望者を就農相談や体験ツアーをもって募り、愛南農業を支える未来の担い手を確保するきっかけとする。 | 愛南町 |
| | | | 担い手総合支援事業 (就農候補者研修事業) 主に愛南町で就農希望する者に対して、最長2年間の研修を通して、就農スキルを磨いて頂き、愛南農業を支える人材を育成していく。 | 愛南町 |
| | | その他 | 結婚・定住促進動画作成委託事業 マスメディアやインターネット及び各種フェア等での結婚・定住促進動画の配信を進めながら、家族形成意識の醸成及び愛南町の魅力を幅広く発信する。 | 愛南町 |
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | | | 地域材利用木造住宅建築促進事業 地域の製材所で加工された木材を使用した木造住宅の建築をしようとする者及び建築された木造建売住宅を購入しようとする者に対し、その経費の一部に対して補助金を交付する。 | 愛南町 |
| | | | 優良アコヤガイ作出事業 優良アコヤ貝の品種改良試験を実施し、地域真珠産業の再構築を図る。 | 愛南町 |
| | | | 新品種養殖試験・開発事業 新しい水産養殖種の試験開発を実施し、新しい特産品作りを目指す。 | 愛南町 |
| | | | 海岸堤防等長寿命化計画策定事業 海岸保全施設の損傷度の調査並びに長寿命化計画を策定し、将来の予防保全を踏まえた適切な維持管理を推進する。 | 愛南町 |
| | | | 起業化支援助成金交付事業 本町に潜在する豊富な農林水産物、良質な自然資源等の地域資源を活かして新たに起業を目指すものに対し、起業化支援助成金を交付する。 | 愛南町 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|------------------------|--|------|------------|
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 中小企業者等支援事業補助金 生産性の向上に取り組む中小企業者等に対し、経営の安定化及び強化を図るため補助金を交付する。 | 愛南町 | |
| | | 就業相談事業 「就職支援センター」の設置により、求職情報の照会及び斡旋等就業相談を実施する。 | 愛南町 | |
| | | 愛南町観光振興イベント補助事業 地場産業の振興及び観光の振興を図るため、民間主導のイベントを開催する。 | 愛南町 | |
| | | 観光旅客船事業 旅客船を設置し、観光の振興を図る。 | 愛南町 | |
| | | 中小企業緊急雇用安定助成金交付事業 急激な経営環境悪化の中で、従業員の雇用の安定を図ろうとする企業に対して、助成金を交付する。 | 愛南町 | |
| | | 企業立地促進奨励事業 本町における企業立地をしようとする指定事業者に対し奨励措置を実施する。 | 愛南町 | |
| | | 一本松温泉あけぼの荘事業 町民のやすらぎの場及びふれあい交流の拠点として親しまれるとともに、住民福祉の向上及び健康増進を図り、併せて地域の観光、産業の振興を図る。 | 愛南町 | |
| | | 漁港機能保全計画策定事業 町内19漁港のうち補助要件を満たさない5漁港施設の機能保全計画の策定を図る。 | 愛南町 | |
| 4 交通施設の整備、 交通手段の確保 | (9) 過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| | | コミュニティバス運営事業 町内における住民の交通手段を確保するため、四国運輸局愛媛運輸支局長の許可を受けた区間にコミュニティバスを運行する。 | 愛南町 | |
| | | バス停待合所撤去事業(西海支所) 不要となったバス停を撤去し、維持管理の効率化を図る。 | 愛南町 | ランニングコスト削減 |
| | | 生活バス路線維持対策費補助事業 乗り合いバス事業者に愛南町生活バス路線維持対策費補助金を交付する。 | 愛南町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|-----------------------|--|------|----|
| 4 交通施設の整備、 交通手段の確保 | (9) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 福祉タクシー助成事業 交通の不便な地域のお年寄りのため、タクシー料金の一部を助成する。 | 愛南町 | |
| | | スクールバス運行業務（小学校） 学校統廃合等により通学が必要になった地域から小学校までのスクールバスを運行する。 | 愛南町 | |
| | | スクールバス運行業務（中学校） 学校統廃合等により通学が必要になった地域から中学校までのスクールバスを運行する。 | 愛南町 | |
| | | 橋梁長寿命化策定委託事業 橋梁の異常、損傷を早期に発見するための維持管理対策及び方針を策定する。 | 愛南町 | |
| | | トンネル長寿命化点検委託事業 従来に対症療法的な修繕から予防的な修繕及び計画的な改良に政策転換を図り、損傷の程度に応じた維持管理対策及び方針を策定するための点検を実施する。 | 愛南町 | |
| | | 舗装長寿命化策定委託事業 舗装の維持整備のため、従来に対症療法的な修繕から予防的な修繕及び計画的な改良に政策転換を図り、損傷の程度に応じた維持管理対策及び方針を策定するための点検を実施する。 | 愛南町 | |
| 5 生活環境の整備 | (7) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 住宅新築・リフォーム補助事業 町内に住所を有し、住宅の新築及びリフォームを行う者に対し、補助金を交付する。 | 愛南町 | |
| | | 愛南町ため池ハザードマップ作成事業 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法により指定を受けたため池に対し、災害時等における円滑な避難を確保する上で必要なハザードマップの作成を実施する。 | 愛南町 | |
| | | ニホンザル生息状況調査等委託業務 愛南町のニホンザルの群れの詳細な行動特性を把握することにより、効果的かつ効率的な被害防止対策の推進を図る。また、地域住民を対象とした追い払い講習会を実施する。 | 愛南町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------|-------------------|---|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | | はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業 65歳以上の高齢者が、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受ける場合に、その施術費の一部を助成する。 | 愛南町 | |
| | | 高齢者予防接種事業 65歳以上（一部60歳以上65歳未満対象）の高齢者を対象に委託医療機関でのインフルエンザ予防接種（1回・無料）を実施する。 | 愛南町 | |
| | | 子どもインフルエンザ予防接種事業 インフルエンザの予防のため、予防接種を無償化にて実施する。 | 愛南町 | |
| | | 緊急通報体制等整備事業 緊急通報装置を貸与し、独居高齢者等の日常生活の不安の解消及び高齢者の福祉の向上を図る。 | 愛南町 | |
| | | 子ども医療費助成事業 小学校1年生から高校3年生の子どもの入通院の医療費を助成する。 | 愛南町 | |
| | | 出産子育て支援金交付事業 新生児の保護者を対象に、出産子育て支援金を交付する。 | 愛南町 | |
| | | ねたきり老人等介護慰労金支給事業 在宅の寝たきり老人等を抱える介護者に慰労金を支給する。 | 愛南町 | |
| | | 乳幼児用紙おむつ券交付事業 対象乳児の保護者に対し紙おむつ券を交付する。 | 愛南町 | |
| | | 介護タクシー助成事業 車イスやストレッチャーを利用すれば介護タクシーにより通院等が可能である者を対象にタクシー料金の一部を助成する。 | 愛南町 | |
| 7 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | | 赴任医師に対する生活応援事業 赴任した医師の希望に応じ愛南町での自然や食、暮らしを提供することで町での医療に従事するインセンティブとするとともに、愛南町での生活に対する満足度の向上や末永い定着を図る。 | 愛南町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-----------------------|--|------|----|
| 7 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 医師誘致のためのプロモーション動画作成事業 愛南町の医療の状況や町の魅力について、誘致対象医師に訴求力のある動画を作成・活用して県内外の医師・研修医・医学生に向けPRを行う。 | 愛南町 | |
| | | 医師等医療従事者確保対策事業 医師をはじめとする医療従事者を確保し、地域に必要な医療の安定的な提供を図る。 | 愛南町 | |
| | | 災害時医薬品備蓄事業 発災後の医療活動に必要な医薬品を備蓄し、災害時に速やかに医薬品を供給できる医療体制を確保する。 | 愛南町 | |
| 8 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 海外派遣研修事業 海外派遣研修事業を実施し、国際感覚豊かな人材育成を推進する。 | 愛南町 | |
| | | 複式学級支援事業 支援員を臨時職員として採用し、授業のサポートを図る。 | 愛南町 | |
| | | 廃校施設等解体事業 学校統廃合等により廃校となっている町内の廃校施設等を解体撤去する。 | 愛南町 | |
| | | 学校ICT環境整備事業 学校ICT環境の整備を推進する。 | 愛南町 | |
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 地域振興費助成事業 行政区活動の活性化を支援するため、行政区の加入世帯数に応じて振興費を交付する。 | 愛南町 | |
| | | まちづくり創造事業 夏祭り 住民のコミュニケーションの場として実施される夏まつりに対し、補助を行う。 | 愛南町 | |
| | | 県境夏まつり「一本松」事業 地域の自主団体を中心となり運営される事業に対し、助成を行う。 | 愛南町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|-----------------------|--|------|----|
| 11 再生可能エネルギー の利用の推進 | (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| | | 新エネルギー等導入促進補助事業 環境への負荷の少ないエネルギーの 利用を促進するため、新エネルギー 等対象機器の購入に対して経費の一 部を補助する。 | 愛南町 | |

※本事業計画における過疎地域持続的発展特別事業については、各事業の概要のとおり当該施策の効果が将来に及ぶものとして実施するものである。